



生じた場合には、当該損失の二分の一に相当する金額について、政府は同機構に補助金を交付することができます。

なお、これらの場合において、同会社は、回収が進み利益が生じたときは、同機構を通じて国庫へ還元することといたしております。

第三に、預金保険機構は、債権処理会社の円滑な業務の遂行のために必要があると認めるときは、金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、同会社に対し助成金を交付することがであります。

第四に、債権処理会社及び預金保険機構は一体となって、強力な債権回収及び損害賠償請求権の行使を含む関係者の責任追及を行うこととしております。このため、同機構に対し罰則で担保された財産調査権を付与するとともに、回収が困難な事案については、同機構がみずからその取り立てを行うことができる」ととする等の措置を講ずることとしております。

その他、政府の預金保険機構への出資に関する規定の整備等、所要の措置を講ずることとしております。

次に、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性を確保する必要性にかんがみ、信用協同組合等の協同組織金融機関における監査体制の充実、金融機関の経営の状況に応じるべき監督上の措置に関する規定の整備等、所要の措置を講ずるものであります。

第一に、信用協同組合等の協同組織金融機関について、監事の権限等を強化するとともに、員外監事の登用、外部監査制の導入によりその監査体制の充実を図るほか、信用協同組合の役員等の兼職等を原則として禁止することといたしております。

す。

第二に、自己資本の充実の状況に応じ、大蔵大臣等が監督上必要な措置を命ずることができることとしております。

その他、金融機関相互間における営業譲渡等ができる範囲の拡大や金融機関等のトレーディング取引への時価会計の導入を図ることとしておりま

す。

次に、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、経営が重大な危機に陥った金融機関について、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続及び破産手続の円滑な進行を図ることを目的として、金融機関の特殊性を踏まえたこれら手続の特例等を設けるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、協同組織金融機関について更生手続を行なうことができる」としております。

第二に、金融機関の破綻時の処理を適時適切に開始する観点から、監督庁は更生手続及び破産手続の開始の申し立てができることとしておりま

す。

第三に、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続及び破産手続の円滑な遂行を図るために、預金保険機構が預金者等のためにこれらの手続に属する行為をすることとしております。

その他、所要の措置を講ずることとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関の適時適切な処理を図るために、預金保険機構の業務の拡充を図るとともに、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における同機構が行う資金援助の特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、預金保険制度の整備拡充に関する事項として、保険金の支払いがなされる場合に、預金保険機構が保険対象外の預金等に係る債権を買取る制度を設ける等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、預金保険機構は、今後五年間の特例業務として、保険金の支払いに要すると見込まれる費用を超える資金援助等ができることとするとともに、金融機関から特別保険料を徴収することとしております。

第三に、預金保険機構は、当分の間、信用協同組合の破綻処理を円滑に行なうための特例業務として、破綻信用組合から譲り受けた事業の整理等を行なうことを主たる目的とした一の銀行と協定を締結し、これに対する出資や債務保証を行うとともに、当該銀行が引き継いだ貸付債権等の円滑な回収を図るため、債務者の財産調査や取り立てを行なうことができる」としております。

第四に、政府は、信用協同組合の破綻処理に関する特例業務のために預金保険機構が行う資金の借り入れに係る債務について保証できることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が四法案の提案理由及びその内容です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○委員長(坂野重信君) 次に、大原農林水産大臣。○國務大臣(大原一三君) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険制度は、信用事業を行なう農協、漁協等が貯金等の払い戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払い及び経営困難な農協、漁協等の合併等に対する適切な資金援助を行なうことと内容とするものであり、貯金者等の保護を図り、もって信用秩序の維持に資する上で重要な役割を果たしているものであります。

一方、最近における金融環境の変化の中で、一

般金融機関の場合と同様、信用事業を営んでいる農協、漁協等の経営環境は一段と厳しくなるものと予想されています。

政府といたしましては、このような状況に対処して、貯金者等の保護と信用秩序の維持に万全を期するため、農協、漁協等が経営困難に陥った場合における対応措置が適時適切に講じられるよう、農水産業協同組合貯金保険制度を改善するこ

ととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、貯金者等の利便に資するために、農協、漁協等に保険事故が発生した場合に、機構は、貯金者等の有する貯金等債権について回収見込み額を考慮して定めた概算払い額で貰い取ることがで

きります。

第二に、保険金の支払いの合理化を図るため、保険金の支払い方法として、他の金融機関に保険金相当額を預貯金として預け入れ、これを貯金者等に譲渡する方法により行なうことができる

こととするほか、貯金者等の負っている債務の額等を保険金額から控除する旨の規定を削除することとしております。

第三に、資金援助の円滑な推進を図るため、機構が経営困難な農協、漁協等を救済するための資金援助を行なう対象として、従来の合併等に加え、信用事業の全部譲渡を追加することとしておりま

す。

第四に、今後五年間の時限的な措置として、機構が行なう資金援助及び貯金等債権の買い取りについての特例措置を講ずることとしております。

第五に、漁協から信用事業を譲り受けた漁業協同組合連合会を、貯金保険の適用対象として追加することとしております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(坂野重信君) 次に、発議者衆議院議員

永井哲男君

○衆議院議員(永井哲男君) ただいま議題となりました特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案につきまして、趣旨及びその内容の概略を御説明申し上げます。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うためには、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の措置をとることが強く求められております。

こうした事態にかんがみ、この法律案を提案しました次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

まず第一に、特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法に規定する指定期間の終了する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、時効は完成しないこととしておりま

す。

第二に、特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

○委員長(坂野重信君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

六案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

六月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案

一、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案

一、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案

一、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案

一、預金保険法の一部を改正する法律案

一、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案  
〔本号(その二)に掲載〕

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案  
〔本号(その二)に掲載〕

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

預金保険法の一部を改正する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

平成八年六月十七日印刷

平成八年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

## 第一百三十六回

## 参議院金融問題等に関する特別委員会会議録第一号(その一)

〔本号(その一)参照〕

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法

(債権の時効の停止)

第一条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第六号。以下「特定住宅債権等処理法」という。)第一条第二項に規定する特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住宅債権等処理法第七条第一項に規定する指定期間の終了する日の翌日から算して一年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(根抵当権の担保すべき元本の確定)

第二条 前条の特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 預金保険機構の業務の特例(第三条—第六十二条)  
第三章 政府による財政上の措置等(第二十三—第二十六条)  
第四章 預金保険機構の特例業務の終了(第二十七条—第三十条)第五章 雜則(第三十一条・第三十二条)  
第六章 罰則(第三十三条・第三十四条)  
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住宅金融専門会社が回収の困難となつた貸付債権を特に多額に有している等その財産の状況が著しく悪化していることから、この法律で定める特別の措置によりその債権債務の処理を促進することが必要であると認められたものについて、当該

ものとして大蔵省令で定めるものをいう。

第二章 預金保険機構の業務の特例

第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(機構の業務の特例)

第三条 機構は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、

第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定住宅金融専門会社からその貸付債権そ

の他の財産を譲り受けるとともに、その譲り受けた貸付債権その他の財産の回収、処分等を行うことを目的とする一の株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起となつた一の株式会社に出資すること。

二 前号の規定により出資して設立された株式会社(以下「債権処理会社」という。)に対し

第七条各項、第八条若しくは第十条の規定によるとともに、機構がその業務を行うために必要な國の財政上の措置等を講じることにより、

信用秩序の維持と預金者等の保護を図り、もつて國民経済の健全な発展に資することを目的とする。

三 第十二条の約束に基づき債権処理会社から納付される金銭の取扱い、及び第十三条の規定による国庫への納付を行うこと。

四 債権処理会社の業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び

第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産が隠されされているおそれがあるものその他そ

の債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該

債務者の財産の調査を行うこと。

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び

の債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該

債務者の財産の調査を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 機構の理事長は、前項に規定する業務を行う職員として、金融取引、不動産取引、民事手続等に関する法令及び実務に精通している者を任命するものとする。

十 機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定として特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定(以下「住専勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

十一 機構は、第三条第一項第一号の規定により設立の発起人となつた株式会社に同号の規定により出資しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

十二 機構は、前項の認可を受けようとするときは、大蔵省令で定める事項を記載した認可申請書を

大蔵大臣に提出しなければならない。

十三 前項の認可申請書には、機構が設立の発起人

となつた株式会社の定款、事業計画その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。



構に提出すること。

六 債権処理会社は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠へいされているおそれがあると認めたときは、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めたときは、速やかに機構に報告すること。

七 債権処理会社は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

八 債権処理会社は、第六号に定めるもののか、その業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

九 債権処理会社は、その役職員がその職務を行ふことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十 債権処理会社は、第七条第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として政令で定める金額を、その合計額が同項の規定により交付された助成金の合計額に達するまで限り、機構に納付すること。

十一 債権処理会社は、譲受債権等に係る損失で第八条に規定するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、当該譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした

損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額を、その合計額が同条の規定により交付された助成金の合計額に達するまでを限り、機構に納付すること。

(債権処理会社からの納付金の処理)  
第十三条 機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、これを緊急金融安定化基金に充てるものとする。

2 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、当該事業年度中に前条第十号及び第十一号の規定により納付を受けた金額を、国庫へ納付しなければならない。

3 前項の規定により国庫へ納付した金額(前条第十号の規定による納付に係るものに限る)は、緊急金融安定化基金を減額して整理するものとする。

(資金の融通のあつせん)  
第十四条 機構は、特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産の譲受けのために債権処理会社が必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(協力依頼等)  
第十五条 機構は、第三条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 政府は、大蔵省、法務省、警察庁その他の関係行政庁の職員をもつて構成する連絡協議会を設け、機構が第三条第一項に規定する業務を円滑に行うため必要な支援を行ふものとする。  
(資料の提出の請求等)

第十六条 機構は、第三条第一項第一号から第八号までに掲げる業務を行うため必要があるときは、債権処理会社に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(現況確認、質問、帳簿提示等)  
第十七条 機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行ふ場合において必要があるとき

は、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者の事務所、住居その他のその者が所

有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況の確認をし、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類

(以下この条及び第三十三条において「帳簿等」という。)の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者(当該居住者から当該住居の管理を委託された者を含む。)の承諾を得なければならない。

一 当該債務者

二 当該債務者の財産を占有する第三者及びこれ占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 当該債務者に対し債権若しくは債務があり、又は当該債務者から財産を取得したと認められるに足りる相当の理由がある者

四 当該債務者が株主又は出資者である法人(身分証明書の提示等)

第五条 前条の場合において、機構の職員は、自身を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(債権の取立ての権限)

第十九条 機構は、第三条第一項第七号に掲げる業務を行ふ場合には、債権処理会社のために自己の名をもつて、債権処理会社から委託を受けた債権の取立てに關する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する。

(運営委員会の権限の特例)

第二十条 第九条第一項及び第三項並びに第二十九条に規定するもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。  
(運営委員会の権限の特例)

る助成金の交付

三 第十一条の規定による債務の保証  
四 その他第三条第一項に規定する業務を行うため運営委員会が特に必要と認める事項

第一十二条 機構は、第三条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、第二十三条第一項の規定による政府の出資の金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができ

る。

(基金の運用)

第二十二条 預金保険法第四十三条の規定は、緊急金融安定化基金及び金融安定化拠出基金の運用について準用する。

第三章 政府による財政上の措置等

(政府の出資)

第二十三条 政府は、預金保険法第五条の規定により機構の設立に際し出資しているもののほか、機構が第三条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、予算で定める

金額の範囲内において、機構に出資することができる。

2 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(政府の補助)

第二十四条 政府は、予算で定める金額の範囲内において機構に対し、緊急金融安定化基金に充てての資金を補助することができる。

2 政府は、債権処理会社に譲受債権等に係る損失で第八条に規定するものが生じた場合には、当該損失の発生に伴つて生じる債権処理会社及び機構の資金の不足の一部を補うため、政令で定めるところにより、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、譲受債権等に係る損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の補助金を交付することができる。

## (日本銀行の拠出)

第二十五条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条の規定にかかる

らす、機構が第三条第一項第一号の規定による出資をするために必要な資金に充てるため、機構に対し、千億円を限り拠出することができる。

2 機構は、債権処理会社が解散したときは、政令で定めるところにより、前項の拠出金の額に相当する金額を日本銀行に返還するものとする。

## (課税の特例)

第二十六条 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得をした土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）は、債権処理会社に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十二条の二の規定の適用については、同条第三項第一号に規定する新規取得土地等には該当しないものとする。

3 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得をした土地等の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、債権処理会社に係る同条から同法第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第四章 預金保険機関の特例業務の終了  
(債権処理会社の残余財産の整理)  
第二十七条 機構は、債権処理会社が解散した場合において、その残余財産の分配を受けたときは、金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額が同号の出資の総額に占める割合を当該分配を受けた金額に乗

じて得た金額を、金融安定化拠出基金に充てるものとする。

## (緊急金融安定化基金の残余の処分)

第二十八条 機構は、債権処理会社が解散した場合において、緊急金融安定化基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十九条 機構は、債権処理会社が解散したときは、運営委員会の議決を経て、金融安定化拠出基金の残余の処分

を、金融安定化拠出基金の拠出者の拠出金の額に応じて、各拠出者に分配するものとする。  
(住専勘定の廃止)

第三十条 機構は、第二十五条第一項及び前二条の手続を終えたときは、住専勘定を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により住専勘定を廃止した場合において、住専勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。  
3 機構は、住専勘定を廃止したときは、機構の

資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第二十三条第一項の規定により政府が出資した金額に相当する金額を減額するものとする。

## 第五章 雜則

## (預金保険法の適用)

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第六号）」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは、「業務（特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは、「業

務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」と、同法第四十四条、第四十五条规定第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第五十一一条第二項中「業務」とあるのは、「業務（特定住専債権等処理法第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）及び特定住専債権等処理法中「第四十三条」とあるのは、「第四十三条（特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、「業務上の余裕金」とあるのは、「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

第三十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則についての経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした預金保険法第九十一条第三号に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

## 附 則

## (地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
附則第十条に次の二項を加える。  
6 道府県は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第六号）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社が、同法第二条第二項に規定する特定住宅金融専門会社から不動産を取得した場合には、当該取得が同法第七条第一項に規定する指定期間内に行われたとき限り、第七十三条の二第一項の規定にかかる認定を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十七条の規定による機関の職員の質問に対して答弁をせず、又は虚偽の報告若しくは偽りの記載をした資料の提出をした者  
四 第十七条の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等に不動産取得税を課することができない。

つき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

第三十四条 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。）において「人格のない社団等」という。の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法

人又は人の業務又は財産に関する前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に對し同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする

場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第三十一条の二の次に次の二条を加える。

第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で

附則第十一条第六項の規定の適用がある取得で

該当するものに対しては、第五百八十五条第

一項の規定にかかわらず、土地の取得に対し

て課する特別土地保有税を課すことができる。

2 前項の規定の適用がある場合には、第五百

九十五条及び第五百九十九条第二項第一号中

「又は第五百八十七条」とあるのは、「第五

百八十七条又は附則第三十一条の二の二」と

する。

金融機関等の経営の健全性確保のための関係

法律の整備に関する法律案

金融機関等の経営の健全性確保のための関

係法律の整備に関する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第十二号を第十三号とし、第

十一号の次に一号を加える。

十二 金融先物取引等

第十条第七項中「第二項第十二号」の下に

「金融先物取引等」又は同項第十三号の「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

(特定取引勘定)  
第十七条の二 銀行は、特定取引(銀行が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第十条第二項第十二号に規定する金融先物取引等その他大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を

受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

3 銀行は、特定取引勘定を設けた

理された有価証券その他の大蔵省令で定める財

産について、商法第二百八十五条ノ二(流动資産の評価)及び第二百八十五条ノ四(金銭債権の評価)及び第二百八十五条ノ五(社債の評価)の規定にかかわらず、大蔵省令で定める

ところにより時価を付さなければならない。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行は、特定取引のうち大蔵省令で定める

もので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益を計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失

とすることを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するもの

とする。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行において、第二項の評価換による利

益の額と前項の算定による利益相当額との合

計額が第二項の評価換による損失の額と前

項の算定による損失相当額との合計額を超える場合は、当該銀行に対する商法第二百四

条ノ三ノ二(同法第二百四条ノ五(譲渡制限

株式取得者からの承認の請求)において準用する場合を含む。(売渡請求時の自己株式の取得)、第二百十条ノ二(使用人に譲渡するた

めの自己株式の取得)、第二百十条ノ四(取扱役の買受けの制限)、第二百十二条ノ二(自己株式の消却)、第二百九十条(利益の配当)及び第二百九十三条ノ五(中間配当)の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額(評価利益額)」銀行法

(昭和五十六年法律第五十九号)第十七条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ)」ガアルトキハ之ヲ控除シタル額」と、同法第二百十条ノ四第二項、第二百五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

第二十六条中「照らして」の下に「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」を加え、「その業務の全部若しくは一部の停止又は財産の供託を命じ、その他」を措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を認め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

3 第二十四条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第六条第五項中「第三項第九号の」の下に「金融先物取引等」又は同項第十号の「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

九 金融先物取引等

第六条第五項中「第三項第九号の」の下に「金融先物取引等」又は同項第十号の「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

六条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第六条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

六条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第五十六条第一号及び第六十二条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第六十五条第七号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「又は」を「若しくは」に改める。

六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「又は」を「若しくは」に改める。

五

六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「又は」を「若しくは」に改める。

**(信用金庫法一部改正)**  
第四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改める。

**(第二十四条第六項中「商法」の下に「第二百二十七条ノ三(取締役等の説明義務)」を加える。)**

**(第三十二条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。)**

5 次の各号に掲げる金庫にあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社(金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一 信用金庫(政令で定める規格に達しない信用金庫を除く。)当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員たる法人の役員若しくは使用人

二 信用金庫連合会 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の役員又は職員

6 が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該金庫の子会社とみなす。

第三十三条第一項中「金庫の」を「金庫を代表する理事並びに金庫の」に、「会社」を「法人」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五条中第三項を第四項とし、第二項後

段を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 理事が第三十七条第一項又は第五十四条の第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことにについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

**(第三十七条の見出し中「提出、備付及び」を「作成、備付け、」に改め、同条第一項中「通常総会の会日の七日前までに」を「事業年度ごとに改め、「財産目録」を削り、「及び剩余金処分案」を「剩余金処分案」に、「を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」を「及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない」に改め、同条第三項中「何時でも」を「いつでも」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第一項中「監事の意見書」を「監査報告書」に「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。**

8 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その副本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

**(第三十七条第一項の次に次の五項を加える。)**

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

5 会計監査人は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定金庫の監事及び理事に提出しなければならない。

6 特定金庫の監事は、会計監査人の選任、第四項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四項から第十一項まで(会計監査人の資格、権限等)及び第十七条(定期総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項(定期総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等の規定を、特定金庫については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する)の規定(この場合において、同法第三条第一項において準用する場合を含む。)中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第二条第三項前段(同法第五条の「第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。」中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)

八十二条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは、「信用金庫法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

10 第一項の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、大蔵省令で定める。

第三十七条の次に次の二項を加える。

**(特定金庫の監査)**

第三十七条の二 信用金庫(政令で定める規格に達しない信用金庫を除く。)及び信用金庫連合会(以下この条において「特定金庫」という。)は、前条第一項の書類(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 特定金庫の理事は、通常総会の会日の八週間前までに、前条第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

3 特定金庫の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

4 会計監査人は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定金庫の監事及び理事に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第一項第一号から第七号まで(会計監査人の選任)、第四項から第十一項まで(会計監査人の資格、権限等)及び第十七条(定期総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項(定期総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等の規定を、特定金庫については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する)の規定(この場合において、同法第三条第一項において準用する場合を含む。)中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第二条第三項前段(同法第五条の「第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。」中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)

7 特定金庫の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方針の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第一項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

4 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、大蔵省令で定める。

5 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、大蔵省令で定める。

6 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

7 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

8 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

9 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

10 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

11 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

12 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

13 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

14 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

15 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

16 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

17 第一項の会計監査人については、株式会社(二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。))

中「第二条」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第一項」と、「商法第二百十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「信用金庫法第三十二条第五項に規定する子会社(同条第六項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。)」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第一項」と、「監査役会は、監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第二项」と、「商法第三十七条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二第十二項の規定により読み替えるべき書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第三項（任業の併用）を加え、商法第二百五十四条ノ三」を「並びに商法第二百五十四条ノ三」に改め、「取引」の下に、「第二百六十九条（取締役の報酬）」を加え、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴訟）

「商法第二百六条第一項（監査役の取締役会出席権）についての会社代表」を削り、「商法第二百六

二百七十四条(業務監査権 調査権)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)を

「並びに商法第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百七十四条から第二百七

第十五条ノ四まで（監査役の権限、義務等）及び第二百七十八条かつ第二百七十九条ノ一まで（政

百五十九条」を「同法第二百五十九条」に改め、

同条に後段として次のように加える。

二第二号中「本法」とあるのは「信用金庫法」本法二、同法第二百五十六条第三項中「前二

本法」。同法第二百五一条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第三十四条」と、第三十一条第三項中「第三十一」各第一項又は

第三十五条第三項中「第三十一条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項」に記載を、又は虚偽の

要な事項には「き處の記載をし又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書二記載すべき重要な事項二つ」と書かれていた。

は語釋で、重要な事項は「き虚体の語釋」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」

と同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル)子会社(同

株式会社又ハ有限公司(ヲ含ム)」と、同法第二百七十五条ノ四中「二百六十七条规定第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第四十九条中「決定」の下に「、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）」を加える。

第五十一条第一項中「作成しなければならぬ」を「作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」に改める。

第五十三条第三項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十三条第五項第四号中「(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 金融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

第五十四条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十五条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条规定第三十六条まで(商業帳簿)の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条(資産評価に関する特則)、第二百八十五条规定(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ一(引当金)の規定を、第五十四条の二第一項の債権を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算について、同法第二百八十六条ノ五(社債發行費用の計上)及び第二百八十七条(社債償還差額の計上)の規定を準用する。この場合

において、同法第二百八十五条ノ六第一項中「子会社」とあるのは「子会社（信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社（同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第六百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第五十四条 第四項第十一号に規定する金融先物取引等その他大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。) 及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して整理するため、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

金利・通貨の価格・有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

前項の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。  
前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた  
信用金庫連合会は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他大蔵省令

で定める財産について、前条において準用する商法第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四及び第二百八十五条ノ五の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会は、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので事業年度終了の時に決済されないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時において決済したものとみなして、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額(第五十七条第一項号において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

第五十七条第一項を次のように改める。  
金庫の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資の総額  
二 前条第一項の準備金の額  
三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額  
四 第五十五条の二において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 第五十五条の三第一項の認可を受けた信用金庫連合会にあつては、評価利益額(同条第二項の評価換えによる利益の額と同条第三項の算定による利益相当額との合計額が同条第二項の評価換えによる損失の額と同条第三項の算定による損失相当額との合計額を超える場合のその超過額をいう。)

第七章の章名中「事業」を「事業等」に改める。  
第五十八条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫」を「他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「他の金庫又は信用協同組合又は労働金庫の営業又は事業」を「銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の営業又は事業」に改め、同条第三項中「又は事業の譲渡若しくは譲受け」を、「事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受け」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一条の合併については、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は営業の全部の譲受けについては、同条第三項については、第六十四条中「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を削り、「清算人については」の下に「第三十三条第二項」を加え、「から第三十七条まで」を「第三十六条」に、「商法第二百五十四条第三項」を「並びに商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百四十四条第一項(株主総会の議事録)、第二百四十七条(株主総会の決議の取消しの訴え)、第二百四十九条(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)(訴えに係る担保の提供)、第二百五十四条第三項」に改め、「関係」の下に「第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)」を、「義務」の下に「第二百五十八条第一項(取締役の退任の場合はの処置)」を加え、「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を「第二百六十条ノ三まで」に改め、「監査役に係る部分を除く。」を削り、「第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)」並びに「第二百七十二条(株主の差止請求権)」並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第一項」を「第二百六十九条まで(取締役に対する訴え等)、第二百七十二条(株主の差止請求権)、第二百七十四条(業務監査権等)、第二百七十四条ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百七十五条(株主総会に対する意見報告義務)、第二百七十五条ノ二(監査役の取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五条ノ四」に改め、「会社代表」の下に「並びに第

(営業の譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

第六十一条中「第二百四条から第六十条まで及び第二百八条から第二百十一条まで(合名会社の)」を「第二百四条第一項及び第三項、第二百五十五条、第二百八条から第二百十一条まで並びに第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」を「第二百八十二条から第二百十一条まで並びに第四百二十条第四項」に改める。

第六十二条 削除  
第六十二条を次のように改める。

第六十四条中「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を削り、「清算人については」の下に「第三十三条第二項」を加え、「から第三十七条まで」を「第三十六条」に改め、「本法」とあるのは「商法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条

第三項」に改め、「関係」の下に「第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)」を、「義務」の下に「第二百五十八条第一項(取締役の退任の場合はの処置)」を加え、「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を「第二百六十条ノ三まで」に改め、「監査役に係る部分を除く。」を削り、「第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)」並びに「第二百七十二条(株主の差止請求権)」並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第一項」を「第二百六十九条まで(取締役に対する訴え等)、第二百七十二条(株主の差止請求権)、第二百七十四条(業務監査権等)、第二百七十四条ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百七十五条(株主総会に対する意見報告義務)、第二百七十五条ノ二(監査役の取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五条ノ四」に改め、「会社代表」の下に「並びに第

二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)を加え、「第三十七条第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法を「同法第

四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条第九項」と、同法を「第二百八十二条から第二百十一条まで並びに第四百二十条第四項」に改め、「会員」との下に「第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル」に改め、「会員」との下に「第三十五条

同法」に改め、「会員」との下に「第三十五条

の二において準用する商法第三十二条第一項の規定若しくは第六十四条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは「財産目録」若しくは貸借対照表を「会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第三十二条第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第九十一条第七号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第七項」に改め、同条第八号中「第三十二条第七項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第三十七条(第六十四条において準用する場合を含む。)又は第五十四条の十」を「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」、第三十七条(第三十七条の二)第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第十二項の規定又は第六十四条において準用する商法第四百二十条に改め、同号の次に次の六号を加える。

十 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任手続をしなかつたとき。

十の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

十の三 準用商法特例法第七条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当の理由がないのに拒んだとき。

十の四 準用商法特例法第七条第二項の規定、第三十九条において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十四条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条若しくは第四百十九条第一項の規定による

調査を妨げたとき。

十の五 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見述べるに当たるとき。

十の六 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

第九十一条第十二号中「第四十二条」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十三号中「第三十五条第三項において準用する銀行法第三十四条第四項の規定に違反して合併若しくは事業の譲渡若しくは譲受け」を「第三十四条第四項(銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)」の規定に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けに改め、同条第十四号中「第六十二条第一項」を削り、「第十六条」の下に「第三十四条第一項、第三十六条第一項」を加え、同条第二十四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」を削り、「第十六条」の下に「第三十四条第一項」を改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第九十一条に次の二項を加える。

2 商法第四百九十八条第一項又は有限会社ノ三第二項に次の二項を加える。

二 労働金庫法(一部改正)

第五条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改める。

第二十四条第七項中「及び商法」を「並びに商法第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)」に、「第二百四十七条(監査役に係る部分を除く。)」を並びに第二百五十分から第二百五十二条まで(第二百四十九条を準用する部分を除く。)」を並びに第二百四十九条から第二百五十二条まで「(第二百四十九条を準用する部分を除く。)」を並びに第二百四十九条から第二百五十二条まで」に改める。

第二十八条中「(監査役に係る部分を除く。)」を削る。

第三十四条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次の各号に掲げる金庫にあつては、前項の規定にかかわらず、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社(金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 労働金庫(政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合(第三十九条の二)第一項において「員外預金比率」という。)が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。)当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)を構成する者(代譲員を含む。)又は個人会員

5 第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条又は準用商法特例法第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

二 労働金庫連合会 当該労働金庫連合会の会員たる労働金庫の役員又は職員

6 第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条又は準用商法特例法第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

7 第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条又は準用商法特例法第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

8 理事は、通常総会の会日(二週間前から、

第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

9 第三十九条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日(二週間前から、

第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週

る当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該金庫の子会社とみなす。

第三十六条第一項中「金庫の」を「金庫を代表する理事並びに金庫の」に、「又は参考」を「及び参考」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条中第三項を第四項とし、第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 理事が第三十九条第一項(業務報告書等の作成及び承認)の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。

4 理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第三十九条の見出し中「提出、備付及び」を「作成、備付け」に改め、同条第一項中「通常総会の会日(七日前までに)」を「事業年度ごとに」に、「及び剰余金処分案」を「剰余金処分案」に、「監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」を明したときは、この限りでない。

第三十九条第三項中「何時でも」を「いつでも」に、「監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」を明したときは、この限りでない。

3 理事が第三十九条第三項中「何時でも」を「いつでも」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「監事の意見書」を「監査報告書」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 理事は、通常総会の会日(二週間前から、

第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

5 第三十九条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日(二週間前から、

第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週

間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

前項の監査報告書については、商法第二百

### 八十一條ノ三第二項(監査報告書の記載事項)

の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一條第一項」とあるのは、「労働金庫法第三十九條第一項」と読み替えるものとする。

第一項の算書等合表、貢作料用表、扶養課算書及び附属明細書の記載方法は、大蔵省令・労働省令で定める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

### 〔特定金庫の監査〕

に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令

で定める割合を下回る労働金庫を除く) 及び労働金庫連合会(以下この条において「特

定金庫」という。)は、前条第一項の書類(業

務報告書及びその附属明細書については、会計に關する部分に限る。こつへて、監事の監

監査のほか、会計監査人の監査を受けなければ

寺尾金庫の理事は、通常給金の三日以内に

特定金庫の理事は通常総会の会日の方退

を除く。) を監事及び会計監査人に提出しな

特定金庫の理事は、前項の書類を提出した  
ければならない。

日から三週間以内に、前条第一項の附属明細

書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

会計監査人は、第二項の書類を受領した日

から四週間以内に、監査報告書を特定金庫の監事及び理事に提出しなければならない。

前項の監査報告書には、前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第

二百八十九条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）を記載しなければならない。

特定金庫の監事は、会計監査人に対して、第四項の監査報告書につき説明を求める事ができる。

特定金庫の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その副本を会計監査人に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前項第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十九条ノ三第三項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、大蔵省令・労働省令で定める。

第一項の会計監査人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第一百一条において「商法特例法」という。）第三条第一項から第三項まで（会計監査人の選任）、第四条から第十三条まで（会計監査人の資格・権限等）及び第十七条（定期総会における会計監査人の意見陳述）の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項（定期総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）の規定を、特定金庫については、同法第十八条第二項（常勤監査役）の規定を準用する。

この場合において、同法第三条第二項（同法

第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。) 中「監査役会」とあるのは、その決議とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。) 中「監査役会において準用する場合を含む。) 中「監査役会」における規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。) と、同法第六条の二第十四条第四項に規定する子会社(同法第五条の二第一項と、「商法第二百十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「労働金庫法第三十四条第六条の四第二項において準用する場合を含む。) 中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。) 中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第四項」と、同法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第一項」と、「監査役会法」とあるのは「同法第三十九条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。) とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第十二条の規定により読み替えて適用する同法第三十九条第七項」と、「同法第二百八十二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及

び損益計算書」と読み替えるものとする。  
11 特定金庫については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。  
12 特定金庫に対する前条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中の「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書」と、及び会計監査人の監査報告書と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第四十二条中「関係」の下に「第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）」、「第二百五十六条第三項（任期の伸長）」を加え、「第二百六十七条第一項から第四項まで（株主の代表訴訟）及び第二百六十八条」を「及び第二百六十七条」に、「商法第二百五十四条ノ三」を「並びに商法第二百五十四条ノ三」に改め、「取引」の下に「第二百六十九条（取締役の報酬）」を加え、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を削り、「商法第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求める調査をする権限）」を「並びに商法第二百六十一条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで（監査役の権限、義務等）及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二まで（取締役と監査役との連帯責任等）」に、「商法第二百五十九条」を「同法第二百五十九条」に、「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。」を「取締役会」に、「監査役に係る部分を除く。」を「取締役会」に、「監査役の議事録」に改め、同条に後段として次のようになります。

この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前項」とあるのは「労働金庫法第三十五条」、「第三十七条第三項中「第三十九条第一項（業務報告書等の作成及び承認）の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（労働金庫法第三十四条第四項ニ規定スル子会社（同条第五項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム））」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条ニ於テ理事ニ付ニ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十一条中「第三十九条第二項」を「第三十九条第七項」に、「事業の譲渡又は譲受」を「事業等の譲渡又は譲受け」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改める。

第五十四条中「決定」の下に、「第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）」を加え、「第二百四十七条（監査役に係る部分を除く。）、第二百四十八条並びに第二百五十条」を「並びに第二百四十七条」に改め、「第二百四十九条を準用する部分を除く。」を削る。

第五十七条第一項中「作成しなければならない」を「作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」に改める。

第五十九条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)  
第五十九条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）の規定を、金庫の計算について（商法第二百八十五条（資産評価に関する特則）、第二百八十五条ノ一（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰入額等）及び第二百八十七条（引当金）の規定を準用する。この場合において、同法第一百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（労働金庫法第三十四条第四項に規定スル子会社（同条第五項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム））」と、同法第二百八十六条中「第一百八十二条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出しシタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金庫法第三条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰すべき設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同  
条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸  
借対照表とともに」と読み替えるものとする。  
第六十二条に次の二項を加える。

6 金庫は、第二項の當業の一部又は事業の全  
部若しくは一部の譲受けにより契約（その契  
約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義  
等）に規定する行為に係るものであるものに  
限る。以下この項において同じ。）に基づく權  
利義務を承継した場合において、その契約が、  
金庫の事業に関する法令により、当該金庫の  
行うことができない業務に属するものである  
とき、又は当該金庫について制限されている  
ものであるときは、その契約で期限の定めの  
あるものは期限満了まで、期限の定めのない  
ものは承継の日から一年以内の期間に限り、  
その契約に関する業務を継続することができ  
る。







については、同法第二百八十五条（資産評価の特則）、第二百八十五条（「流動資産の評価」）、第二百八十五条（四から第二百八十六条三まで）（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条（引当金）の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条（六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による金融事業に関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会社（同条第二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」）と、同法第二百八十六条（第六百六十九条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二条ニ規定スル信用協同組合等ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

「第六条の二」第四項において準用する商法第  
四百二十一条第一項」と、商法第二百五十四条  
ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組合に  
よる金融事業に関する法律、中小企業等協同  
組合法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中  
「第二百六十七条第一項」とあるのは「中小企  
業等協同組合法第六十九条ニ於テ清算人ニ付  
テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替  
えるものとする。

第九条中「第二十六条」を「第二十六条第一  
項」に改める。

第十二条中「又は代理店」を「代理店」に改  
め、「代表者」の下に「若しくは清算人又は第  
五条の第五第一項の規定による監査をする会計監  
査人若しくはその職務を行うべき社員」を加え  
同条に次のただし書きを加える。

ただし、その行為について刑を科すべきと  
きは、この限りでない。

第十二条第七号中「第二十六条」を「第二十六  
条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせ  
ず、又は同項」に改め、同号を同条第十七号とし  
同条中第六号を第十六号とし、第五号を第十五  
号とし、同条第四号中「規定若しくは」を「規定  
又は」に改め、「第十六条」の下に「第三十四  
条第一項、第三十六条第一項」を加え、同号を同  
条第十四号とし、同条第三号中「第六条の二第二  
项」を「準用商法特例法第七条第二項の規定  
又は第六条の二第一項若しくは第四項」に改め  
「第二百七十四条第一項」の下に「若しくは第一  
百七十五条」を加え、同号を同条第九号とし、同  
号の次に次の四号を加える。

#### 十一 準用商法特例法第十七条第一項又は第一 項の規定により意見を述べるに当たり、虚 偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

#### 十一 準用商法特例法第十八条第二項に規定 する常勤の監事を定める手続をしなかつた とき。

準用する商法第二百三十七条规定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三 第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項の規定に違反して会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

第十二条第二号の次に次の六号を加える。

三 第五条の二の規定に違反したとき。

四 第五条の三第一項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五 第五条の四（第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、第五条の五第五項若しくは第八項の規定又は第六条の二第四項において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは贈写を拒んだとき。

六 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任手続をしなかつたとき。

七 第五条の五第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

八 準用商法特例法第七条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は贈写を正当な理由がないのに拒んだとき。

九 第十二条に次の一号を加える。

十八 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けをしたとき。

第十二条に次の一項を加える。

(昭和十三年法律第七十四号) 第七十七条第一項又は有限会社法  
第一項若しくは第二項に規定する者が、準用商  
法特例法第七条第四項又は第六条の二第一項  
において準用する商法第二百七十四条ノ三第  
二項の規定による調査を妨げたときも、前項  
と同様とする。

**(農業協同組合法の一部改正)**

第八条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第七百  
三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条の二第一項の次に次の一項を加え  
る。

前二項の規定による信用事業の健全な運営  
を確保するための当該信用事業に関する命令  
(改善計画の提出を求めるることを含む。)であ  
つて、組合の自己資本の充実の状況によつて  
必要があると認めるときは、省令  
で定める自己資本の充実の状況に係る区分に  
応じ省令で定めるものでなければならない。

第九十四条の二に第一項として次の一項を加  
える。

行政庁は、第十条第一項第一号の事業を行  
う組合に対し、その信用事業の健全な運営を  
確保するため、組合の業務又は財産の状況に  
よつて必要があると認めるときは、当該信用  
事業に關し、措置をとるべき事項及び期間を  
定めて、その健全な運営を確保するための改  
善計画の提出を求め、又は提出された改善計  
画の変更を命ずることができる。

第一百一条第十八号中「規定」の下に「に違反し  
て改善計画の提出をせず、又は同項若しくは同  
条第二項の規定」を加える。

**(水産業協同組合法の一  
部改正)**

第九条 水産業協同組合法(昭和十三年法律第  
二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四中「第五十八条の二及び」を「第  
五十八条の二、第一百二十三条の二第一項及び第  
三項並びに」に改める。

第一百二十三条の二を同条第二項とし、同条に

第一項として次の二項を加える。

行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十

七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号

又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組

合に対し、その信用事業の健全な運営を確保

するため、当該組合の業務又は財産の状況に

よつて必要があると認めるときは、当該信用

事業に関して措置をとるべき事項及び期間を

定めて、その健全な運営を確保するための改

善計画の提出を求め、又は提出された改善計

画の変更を命ずることができる。

第一百一十三条の二に次の二項を加える。

3 前二項の規定による信用事業の健全な運営

を確保するための当該信用事業に関する命令

〔改善計画〕の提出を求める〔ことを含む。〕であ

つて、組合の自己資本の充実の状況によつて

必要があると認めるときにするものは、主務

省令で定める自己資本の充実の状況に係る区

分に応じ主務省令で定めるものでなければな

らない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十一条農林中央金庫法(大正十二年法律第四十  
二号)の一部を次のように改正する。

二号の二」を「第一百二十三の二第一項の規定に

違反して改善計画の提出をせず、又は同項若し

くは同条第二項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第一百三十一条第一項第二十一号中「第一百二十三

条の二」を「第一百二十三の二第一項の規定に

違反して改善計画の提出をせず、又は同項若し

くは同条第二項」に改める。

〔改善計画〕の提出を求める〔ことを含む。〕であ

つて、組合の自己資本の充実の状況によつて

必要があると認めるときにするものは、主務

省令で定める自己資本の充実の状況に係る区

分に応じ主務省令で定めるものでなければな

らない。

事長若ハ理事若ハ職員又ハ其ノ子会社(農林中央金庫ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル数ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資口数ヲ有スル場合に於ケル当該株式会社又ハ有限会社ヲ謂フ)トアルハ理事長(民法第五十九条)を「トアリ商法及商法特例法中取締役トアルハ理事長(商法第二百五十四条ノ二、第二百六十七条及第二百六十八条ニ在リテハ理事長、副理事長、理事及監事、同法第二百六十九条、第二百七十四条、第二百七十五条ノ二及第二百七十八条)」に、「同法中」を「商法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアルハ農林中央金庫法、本法トシ同法第二百五十六条第三項中前二項トアルハ農林中央金庫法第十一条第二項トシ同法第二百七十四条ノ三及第二百八十五条ノ六第二項中子会社トアルハ子会社(農林中央金庫法第九条第二項ニ規定スル子会社(同条第三項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)ヲ謂フ)トシ同法第二百八十五条中第二百八十五条ノ七トアルハ第二百八十五条ノ六トシ同法第二百八十六条ノ五及第二百八十七条中社債トアルハ農林債券持者トシ同条中社債権者トアルハ農林債券権利者トシ同法組合法中」に、「同法第三十条第一項中貸借対照表トアルハ貸借対照表、損益計算書トシ剩余金処分案トアルハ剩余金処分案又ハ損失処理案」を「商法特例法第十六条第一項中第十三条第二項の規定によるトアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第六項において準用するトシ監査役会トアルハ各監事トシ記載(各監査役の意見の付記を含む)トアルハ記載トシ同法第二百八十三条第一項トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第一項第一号及び第二号に掲げる書類トアルハ貸借対照表及び損益計算書」に改め

る。

第九条に次の二項を加える。

監事ノ内一人以上ハ農林中央金庫ノ出資者タ  
ル法人ノ役員又ハ使用人以外ノ者ニシテ其ノ  
就任ノ前五年間農林中央金庫ノ理事長、副理  
事長、副理事長又ハ理事ガ第二十四条ノ二  
第一項ノ書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付  
虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ  
モ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

理事長、副理事長又ハ理事ガ第二十四条ノ二  
ニ付惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其  
ノ任務ヲ怠りタルトキハ其ノ理事長、副理事  
長及理事ハ農林中央金庫ニ対シ連帶シテ損害  
賠償ノ責ニ任ズ

二 前号ノ目的ヲ以テス特定取引ニ因リ生  
じ得ル損失ヲ減少セシムルコト

農林中央金庫ハ前項ノ認可ヲ受ケ特定取引勘  
定ヲ設ケタルトキハ特定取引勘定ニ属スルモ  
ノトシテ經理サレタル有価証券其ノ他命令ヲ  
以テ定ムル財産ニ付第八条ニ於テ準用スル商  
法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四  
及第二百八十五条ノ五ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ  
以テ定ムル所ニ依リ時価ヲ附スルコトヲ要ス  
農林中央金庫ハ第一項ノ認可ヲ受ケ特定取引  
勘定ヲ設ケタル場合ニ於テ特定取引ノ内命令  
ヲ以テ定ムルモノニシテ事業年度終了時ニ於  
テ決済セラレザルモノガアルトキハ當該特定  
取引ヲ當該事業年度終了時ニ於テ特定取引  
モノト看做シ當該事業年度ノ損益ノ計算ヲ為  
スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ當該特定取引ニ  
付該事業年度ノ利益又ハ損失トスルコトヲ  
相当トル額(第二十四条第一項第五号ニ於  
テ「利益相当額」又ハ「損失相当額」ト謂フ)  
ハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ算定スルモノト













權をいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第

九条の規定により元本の補てんの契約をした

金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約

この法律において「監督庁」とは、次に定める

行政庁をいう。

一 銀行及び信用金庫については、大蔵大臣と

する。

二 信用協同組合については、その地区が都道

府県の区域を越えないものにあっては、その

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知

事どし、その他のものにあっては、大蔵大臣と

する。

三 労働金庫については、大蔵大臣及び労働大

臣とする。

6 この法律において「組合員等」とは、信用協同

組合の組合員又は信用金庫若しくは労働金庫の

会員をいう。

7 この法律において「代表理事」とは、協同組織

金融機関を代表する理事をいう。

8 この法律において「参事等」とは、信用協同組

合若しくは労働金庫の参事又は信用金庫の支配

人をいう。

第二章 銀行の更生手続

（銀行の更生計画の条項）

第三条 銀行の更生計画においては、協同組織金

融機関との合併、信用金庫への組織の変更又は

新協同組織金融機関の設立に関する条項その他

更生のために必要な条項を定めることができる。

（銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用）

第四条 銀行の更生手続についての会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項		この法律	
		この法律の規定又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）	この法律の規定若しくは更生特例法第二章
		第二章	第二章
第五十二条第三項	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第二章	この法律の規定若しくは更生特例法第二章
第五十二条第一項	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第二章	この法律の規定若しくは更生特例法第二章
第一百九一条第一項	減少	減少	減少、出資一口の金額の減少
第一百九十七条	発行	発行	発行、出資の受入れ
第一百五十一条第一項	利益若しくは利息	利益、利息若しくは剰余金	利益、利息若しくは剰余金
第一百五十三条第一項	存続	存続（組織の変更を含む。）	存続（組織の変更を含む。）
第二百四十二条第二項	株式	他人の営業	他人の営業、事業
第二百五十条第一項	他人の営業	他人の営業、事業	他人の営業、事業
第二百五十九条第二項	の規定	並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第三十四条及び第三十五条（これららの規定を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第十一條において準用する場合を含む。）の規定	並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第三十四条及び第三十五条（これららの規定を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第十一條において準用する場合を含む。）の規定
第二百六十二条第一項	第一百五十八条第二項	第二百五十八条第一項（更生特例法第十二条第二項において準用する場合を含む。）	第二百五十八条第一項（更生特例法第十二条第二項において準用する場合を含む。）
又は第二百六十条第四項	及びこの法律	若しくは第二百六十条第四項又は更生特例法第十二条第七項	若しくは第二百六十条第四項又は更生特例法第十二条第七項
第二百七十九条	並びにこの法律の規定及び更生特例法第二章	並びにこの法律の規定及び更生特例法第二章	並びにこの法律の規定及び更生特例法第二章

2 銀行の更生手続についての会社更生法（第二百六十二条第一項）	三項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なくすれば足りる。	三項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なくすれば足りる。	三項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なくすれば足りる。
第六条 銀行が、更生手続により協同組織金融機関と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	第六条 銀行が、更生手続により協同組織金融機関と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	第六条 銀行が、更生手続により協同組織金融機関と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	第六条 銀行が、更生手続により協同組織金融機関と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
第五条 組織変更後の信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託は、前条の規定により読み替えて適用される会社更生法第十七条第一項	一 その協同組織金融機関の名称	一 その協同組織金融機関の名称	一 その協同組織金融機関の名称
二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方	二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方	二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方	二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方
三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数	三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数	三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数	三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数
四 更生債権者、更生担保権者又は株主及びそ	四 更生債権者、更生担保権者又は株主及びそ	四 更生債権者、更生担保権者又は株主及びそ	四 更生債権者、更生担保権者又は株主及びそ



- 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

10 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる協同組織金融機関の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

11 第一項の場合において、合併の相手方たる信用金庫が合併後存続するときは、第四条の規定により読み替えて適用される会社更生法第十七条第三項の規定は、適用しない。

12 前項の場合における合併の相手方たる信用金庫の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

(組織変更に関する特例)

第十三条 第十条第一項の規定により更生計画において銀行がその組織を変更することを定めたときは、銀行についての解散の登記及び組織変更後の信用金庫についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に組織変更の効力が生じる。

2 前項の場合においては、組織変更後の信用金庫の出資の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、組織変更の効力が生じた時に会員となる。

3 第一項の場合においては、合併転換法第四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一條、合併転換法第二十四条第一項第四号において準用する合併転換法第十三条第一項から第四項まで（同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分を除く。）並びに合併転換法第五条第一項及び第二十七条第一項の規定並びに同条第二項において準用する商法第一百四条第三項、第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条、第一百八条から第一百十条まで及び第四百十五条の規定は、適用せず、合併転換法第二十四条第一項第四号において準用する合併転換法第二十一条第二項第二号において準用する商法第一百十

七条第一項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

(新協同組織金融機関の設立に関する特例) 第十五条 第十二条第一項の規定による更生

る。

において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで、出資を引き受けさせることにより新協同組織金融機関を設立することを始めたときは、新協同組織金融機関は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立す

金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の二第二項第四号の規定、信託金庫法第二十二条第一項、第二十三条第三項及び第二十八条の規定又は労働金庫法（昭和十八年法律第二百一十七号）第二十二条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

第一項の場合においては、定款は、更生裁判

3 第百三十三条第一項、第二項及び第四項の規定  
2 前項の場合においては、新協同組織金融機関が成立の時において、計画の定めにより新協同組織金融機関に移転すべき銀行の財産は、新協同組織金融機関に移転し、新協同組織金融機関の出資の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、組合員等となる。

所の認証を受けるものとし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、新協同組織金融機関が成立しなかつたときは、管財人がその設立に関してした行為に係る責任は、銀行において負うものとし、その設立に関する支出された費用は、銀行の負担とす

定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百六条において準用する会社更生法第二百一十条第一項」とあるのは「第十一條第一項第七号」と、同条第二項中「第一百六条において準用する会社更生法第二

4 第一項の場合において、更生債権者、更生相談員、出資をさせないで出資を引き受けさせるとともに、これらの権利者は、新協同組織金融機関成立の時に組合員等となる。

百二十二条第一項」とあるのは「第十一一条第一項第七号」と、「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第二項ただし書」と、「第三十四条

5 前条第三項及び第一百三十六条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、前条第三項中「第十二条

条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項  
ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」  
と読み替えるものとする。

第一項第七号」とあるのは「第十一条第一項第一号」と、第一百三十六条第二項中「第一百九条第一項」とあるのは「第十一 条第一項第二号」と「組

4 第一項の場合においては、新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、定款及び

合員等が」とあるのは「株主が」と、同条第五項中「組合員等」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

計画において代表理事の選定の方法を定めたときは、その選定に関する書類を添付しなければならない。

6 第一項の場合においては、新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に規定する書類のほか、出資の総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面を添

付しなければならない。

(出資の引受権の譲渡)

第十七条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、

更生計画の定めにより協同組織金融機関の出資を引き受ける権利を有するときは、その協同組織金融機関の承諾を得て、組合員等又はその資格を有する者にその権利を譲渡することができ

(退職手当)

第十八条 更生手続開始後銀行の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であった者で、引き続き組織変後の信用金庫又は新協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人となつたものは、銀行から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に定める者の銀行における在職期間は、退職手当の計算については、組織変後の信用

金庫又は新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

### 第三章 協同組織金融機関の更生手続

#### 第一節 総則

(協同組織金融機関の更生手続)

第十九条 協同組織金融機関の更生手続については、次章に定めるもののはか、この章の定めるところによる。

(会社更生法の規定を準用する場合の読み替え等)

第二十条 この章(第一百十九条、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第五項、第二百四十二条第四項及び第五項、第二百四十三条第四項及び第七項並びに第二百四十五条第三項を除く。)の規定においては、(会社更生法の規定を準用する場合の読み替え等)の規定を準用する。

(会社更生法の規定を準用する場合の読み替え等)

第二十一条 この章(第二百四十八条を除く。)の規定及びこの章において準用する第一項の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「協同組織金融機関」とあるのは、その性質に反しない限り、株式会社を含むものとする。

(更生手続の効力発生の時等)

(公告)

(登記の嘱託)

(否認の登記)

(登録への準用)

(破産手続又は和議手続への移行)

(登記への準用)

(登記への準用)</p



ことの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知っている協同組織金融機関の債務者及び協同組織金融機関の財産の持者には、同項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠った者は、これによつて協同組織金融機関の財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(開始の通知)

第三十八条 前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の調査委員の意見の要旨は、協同組織金融機関の業務を監督する行政庁、法務大臣及び大蔵大臣に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

(書類の備置き及び抗告)

第三十九条 会社更生法第四十九条の規定は協同組織金融機関について更生手続開始の申立てがあった場合について準用する。この場合において、同条中「第二百二十二条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第一百五十三条第三項又は第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四十二条 会社更生法第五十三条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

(開始後の業務及び財産の管理)

第四十三条 会社更生法第五十四条から第五十五条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第五十四条第四号中「第二百三十三条」とあるのは、「更生特例法第五十五条において準用する第二百三十三条」と、同条第九号中「第二百六十二条」とあるのは、「更生特例法第八十二条において準用する第二百六十二条」と読み替えるものとする。

(管財人の行為)

第四十四条 会社更生法第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第二項並びに第五十九条から第六十六条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続の開始があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十四条第二項中「第二百三十三条」とあるのは、「更生特例法第三十七条」と読み替えるものとする。

(開始決定の取消し)

第四十条 会社更生法第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始決定取消しの決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百三十二条」とあるのは、「更生特例法第三十二条」とあるものとする。

(開始後の出資一口の金額の減少等)

第四十五条 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十七条第一項中「競売の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは、「及び競売の手続」と、「和議手続、整理手続及び特別清算手続」とあるのは、「和議手続」と、同条第八項中「第二百二十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

(裁判所の処分)

第四十六条 協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 発起人、理事、監事又は清算人の責任に基づく損害賠償請求権の査定

二 前号の損害賠償請求権について発起人、理事、監事又は清算人の財産に対しても保全処分

三 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が協同組織金融機関の義務に属しないもの。ただし、債権者においてその行為の当時協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らないもの。ただし、債権者においてその行為の当時協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らないとき、支払の停止等があつた後の場合は、なお、その事実をも知らなかつたときは、この限りでない。

四 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同様すべき有償行為

(査定)

第四十七条 会社更生法第七十三条から第七十七条までの規定は、前条第一項第一号の査定について準用する。

(否認権)

第四十八条 次に掲げる行為は、更生手続開始後、協同組織金融機関の財産のために否認することができる。

一 協同組織金融機関が更生債権者又は更生担保権者(以下この項において「更生債権者等」という。)を害することを知つてした行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事實を知らなかつたときは、この限りでない。

二 協同組織金融機関が支払の停止又は破産、和議開始若しくは更生手続開始の申立て(以下この項において「支払の停止等」という。)のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者がその後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が協同組織金融機関の義務に属しないもの。ただし、債権者においてその行為の当時協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らないとき、支払の停止等があつた後の場合は、なお、その事実をも知らなかつたときは、この限りでない。

三 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同様すべき有償行為

四 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同様すべき有償行為

この場合において、同法第七十八条第二項中の「第二百二十二条第一項第五号及び」であるのは、「更生特例法第六十二条において準用する」と、同法第七十九条第二項中の「更生手続開始、整理開始の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中の「第二百三十三条」とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する」と、同法第五十五条において準用する第二百三十三条」と読み替えるものとする。

更生手続開始」と読み替えるものとする。

(権利変動の対抗要件の否認)

第四十九条 支払の停止又は破産、和議開始若しくは更生手続開始の申立てがあつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときには、協同組織金融機関についての更生手続開始後、これを否認することができる。ただし、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。  
(否認権の行使及び相手方の地位等)

第五十条 会社更生法第八十一条から第八十七条まで及び第九十条から第九十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認権について、同法第八十八条及び第八十九条の規定について、同法第八十八条及び第八十九条の規定は協同組織金融機関の行為が否認された場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十七条第二項中「第七十八条第一項第四号」とあるのは、「更生特例法第四十八条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(訴行行為取消訴訟等)

第五十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四百二十四条第一項の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定による否認の訴訟が協同組織金融機関についての更生手続開始時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「会社」とあるのは、「更生債権者又は破産管財人」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第九十五条、第九十六条第一項及び第二項並びに第九十七条から第百条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第九十六条第二項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第二百五条第三項又は第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第六十八条及び第六十九条の規定は、第二百五条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百二十九条第一項の規定による決定が取り消された場合において、前項において準用する同法第九十六条第二項の訴えについて準用する。

（調査委員の選任等）

第五十三条 裁判所は、必要があると認めるときは、協同組織金融機関の更生手続において、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 会社更生法第九十五条、第九十七条第一項第九十八条の二から第九十八条の五まで、第二百二十二条第二項及び第二項並びに第二百二十二条の二の規定は、前項の調査委員について準用する。この場合において、同法第二百二十二条第二項第一号中「第二十八条第一号」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第三十八条第二号」と、同項第一号中「第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項若しくは同条第二項において準用する第三十九条第二項又は更生特例法第四十六条」と読み替えるものとする。

第四節 更生債権者、更生担保権者及び組合員等

(双務契約)

第五十五条 会社更生法第三百三条から第四百四条の二までの規定は、協同組織金融機関を一方の当事者とする双務契約について準用する。

(開始後的手形の引受け等)

第五十六条 会社更生法第百五十三条から第百十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。

(更生債権の弁済の禁止、更生債権者の権利等)

第五十七条 会社更生法第百十二条、第百二十一条の二及び第百十九条の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権について、同法第二百三十三条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者について、同法第二項及び同法第二百四十四条から第二百八十八条までの規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者の議決権について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第二百二十二条第一項とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

(使用者の退職手当の請求権)

第五十八条 会社更生法第二百十九条の二の規定は、更生計画認可の決定前に退職した協同組織金融機関の使用者の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百八条」とあるのは、「更生特例法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

(開始前の借入金等)

第五十九条 協同組織金融機関の理事又は保全監理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れその他協同組織金融機関の事業の継続に欠くことがでない行為をしたときは、その行為により生じた請求権は、共益債権とする。

(先後的更生債権)

第六十一条 次に掲げる請求権は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権とする。

一 更生手続開始後の利息

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三 更生手続参加の費用

四 前号に掲げるもののほか、更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

五 更生手続開始前の罰金、料料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、免れようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないものの場合において、同条第二項中「同項第六号」とあるのは、「更生特例法第六十一条第一項第六号」と読み替えるものとする。

（租税等の請求権）

第六十二条 会社更生法第二百二十二条の規定は、協同組織金融機関の更生計画において国税徴收法（昭和三十四年法律第四百四十七号）又は国税



第七十六条 会社更生法第百四十四条第一項及び

第一百四十五条の規定は第七十一条第一項の更生

債権者表及び更生担保権者表について、同法第

百四十四条第二項の規定は協同組織金融機関の

更生手続における確定した更生債権及び更生担

保権の証書について、それぞれ準用する。

(異議の通知)

第七十七条 協同組織金融機関の更生手続におい

て更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び

更生担保権調査の期日に出頭しない場合におい

て、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならぬ。第七十五条において準用する会社更生法第百四十三条の第二項の規定による通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、同様とする。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟)

第七十八条 会社更生法第百四十七条から第百五十二条までの規定は異議(協同組織金融機関の異議を除く。)のある更生債権又は更生担保権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百五十三条から第百五十六条

までの規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百四十七条第二項中「前条後段」とあるのは「更生特例法第七十七条後段」と、同法第百五十条中「第百四十四条第一項」とあるのは「更生特例法第七十六条において準用する第百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第七十九条 会社更生法第百五十七条及び第百五十八条の規定は、第六十一条第一項第五号に掲げる請求権及び第六十二条第一項において準用する同法第百二十二条第一項に規定する請求権について準用する。

(更生債権者等の分類)

の組に分類されるものとする。ただし、第六十

一条第一項第五号に掲げる請求権及び第六十二

条において準用する会社更生法第百二十二条第

一項に規定する請求権を有する者は、この限り

でない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある

債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更

生債権者

四 劣後の債権を有する更生債権者

五 組合員等

2 会社更生法第百五十九条第二項から第五項ま

での規定は、前項の分類について準用する。こ

の場合において、同条第二項中「前項各号」とあ

るのは、「更生特例法第八十条第一項各号」と読み替えるものとする。

(代理委員)

第八十一条 更生債権者、更生担保権者又は組合員等は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は別々に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

(議決権に対する異議)

第八十五条 管財人、届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに組合員等は、更生債権者、更生担保権者及び組合員等の議決権について異議を述べることができる。ただし、前節の調査

手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

(議決権の行使)

第八十六条 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び組合員等は、その確定額又は届出の額若しくは數に応じて議決権を行使することができる。

2 会社更生法第百七十七条第二項から第四項まで

の規定は、異議のある権利について準用する。

第八十七条 会社更生法第百七十二条第一項第五号に掲げる請求権及び第六十二条第一項において準用する同法第百二十二条第一項に規定する請求権について準用する。

(罰金、租税等の届出及び不服の申立て)

第八十八条 会社更生法第百六十二条及び第百六十三条の規定は、更生手続開始時協同組織金融機関の更生手続における更生債権者又は更生担保権者による相殺について準用する。この場合において、同条第一号及び第四号中「更生手続開始 整理開始」とあるのは「特別清算開始」とあるのは、「若しくは

更生手続開始」と読み替えるものとする。

第五節 関係人集会

第十八条 会社更生法第百六十四条から第百六

十七条までの規定は協同組織金融機関の更生手

続における関係人集会について、同法第百六十

八条の規定は協同組織金融機関の更生手続にお

ける関係人集会並びに更生債権及び更生担保権

調査の各期日の併合について、それぞれ準用す

る。この場合において、同法第百六十四条第二

項中「第四十七条第二項」とあるのは、「更生特

例法第三十七条第二項」と読み替えるものとす

る。

(期日の呼出し等)

第十八条 会社更生法第百六十四条から第百六

十七条までの規定は協同組織金融機関の更生手

続における関係人集会について、それぞれ準用す

る。この場合において、同法第百六十四条第二

項中「第四十七条第二項」とあるのは、「更生特

例法第三十七条第二項」と読み替えるものとす

る。

(商法による留置権の消滅請求)

第八十二条 会社更生法第百六十二条の二の規定

は、更生手続開始時協同組織金融機関の財産

の上に存する商法による留置権について準用す

る。

(相殺)

第八十三条 会社更生法第百六十二条及び第百六

十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続

における更生債権者又は更生担保権者による相

殺について準用する。この場合において、同条

第一号及び第四号中「更生手続開始 整理開始

若しくは特別清算開始」とあるのは、「若しくは

のは「更生特例法第百二十四条において準用す

る第一百三十四条第二項」と読み替えるものとす

る。

第六節 更生手続開始後の手続

(協同組織金融機関の業務及び財産の管理)

第八十八条 管財人は、就職の後直ちに協同組織

金融機関の業務及び財産の管理に着手しなけれ

ばならない。

(郵便物の管理)

第八十九条 会社更生法第百七十五条及び第百七

十六条の規定は、協同組織金融機関について更

生手続の開始があった場合について準用する。

この場合において、同条第二項中「第二百十一

项第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあ

るのは、「更生特例法第百五条第三項又は第二百

四十八条第一項」と読み替えるものとする。

(財産の価額の評定等)

第九十条 会社更生法第百七十七条から第百八十

二条まで及び第八十六条の規定は、協同組織金

融機関の更生手続における管財人について準用

する。この場合において、同法第百七十八条第

二項中「商法」とあるのは「協同組織による金融

事業に関する法律」(昭和二十四年法律第百八十

三号)第六条の二第三項、信用金庫法(昭和二十

六年法律第二百三十八号)第五十五条の二又は

労働金庫法第五十九条の一の規定において準用

する。この場合において、同法第百七十九条第三号中「第七

二年法律第二百三十八号)第五十五条の二又は

労働金庫法第五十九条の一の規定において準用

する商法」と、同法第百七十九条第三号中「第七

二年法律第二百三十八号)第五十五条の二又は

労働金庫法第五十九条の一の規定において準用

する商法」と読み替えるものとする。

(書類の備置き)

第九十一条 前条において準用する会社更生法第

百七十八条から第百八十三条までの規定により

裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧

に供するため裁判所に備えて置かなければなら



者又は組合員等に分配するときはその分配の方  
法を定めなければならない。

(出資一口の金額の減少)

第一百八条 協同組織金融機関の出資一口の金額を

減少するときは、更生計画において、減少後の  
出資一口の金額を定めなければならない。

(出資の受入れ)

第一百九条 協同組織金融機関が更生債権者若しく  
は更生担保権者（組合員等となる資格を有する  
者に限る。次項において同じ。）又は組合員等に  
対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで  
出資を受けさせることは、更生計画において、  
次に掲げる事項を定めなければならない。

一 引き受けさせる出資の口数

二 出資の割当てに関する事項

三 存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項

四 合併により消滅する協同組織金融機関の組  
合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、  
その規定

五 他の協同組織金融機関における合併の譲決  
又は合併契約書承認決議のための総会又は總  
代会の日時

六 合併すべき時期を定めたときは、その規定

七 第百十条第六号に掲げる事項

（新設合併）

第八百十三条 協同組織金融機関が他の協同組織金  
融機関と合併して新協同組織金融機関（合併す  
る協同組織金融機関のいずれかと同種のものに  
限る。）を設立するときは、更生計画において、  
次に掲げる事項を定めなければならない。

一 引き受けさせる出資の口数

二 払込金額その他出資の割当てに関する事項  
及び出資の払込期日

三 新たに現物出資をする者があるときは、そ  
の者の氏名、出資の目的たる財産及びその価  
格並びにこれに対する与える出資の口数

四 前二項に定める場合を除き、協同組織金融機  
関が組合員等となる資格を有する者に出資を引  
き受けさせることは、更生計画において、次に  
掲げる事項を定めなければならない。

一 引き受けさせる出資の口数

二 出資の払込期日

三 前項第三号に掲げる事項

4 第二項第二号及び前項第二号の払込期日は、  
更生計画認可の決定の日から三月以上を経過し  
た日でなければならない。

（吸収合併）  
五百十条 協同組織金融機関が他の協同組織金融  
機関と合併してその一方が合併後存続するとき

は、更生計画において、次に掲げる事項を定め  
なければならない。

一 他の協同組織金融機関の名称

二 合併により消滅する協同組織金融機関の更  
生債権者若しくは更生担保権者（存続する協  
同組織金融機関の組合員等となる資格を有す  
る者に限る。）又は組合員等に対し割り當  
てるべき出資の口数及びその割当てに関する事  
項

三 存続する協同組織金融機関の準備金に関する事  
項

四 合併により消滅する協同組織金融機関の組  
合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、  
その規定

五 その銀行における合併契約書承認決議のた  
めの株主総会の日時

六 その銀行における合併契約書承認決議のた  
めの株主総会の日時

七 第百十条第六号に掲げる事項

（新設合併）

第八百十三条 協同組織金融機関が他の協同組織金  
融機関と合併して新協同組織金融機関（合併す  
る協同組織金融機関のいずれかと同種のものに  
限る。）を設立するときは、更生計画において、  
次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の協同組織金融機関の名称

二 新協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所  
在地及び公告の方法

三 新信用金庫の出資一口の金額

四 前二号に掲げる事項のほか、新信用金庫の  
所在地及び公告の方法

五 更生債権者若しくは更生担保権者（新信用  
金庫の会員となる資格を有する者に限る。）  
又は会員及びその普通銀行の株主に對して割  
り當てるべき出資の口数及びその割当てに関する事  
項

六 新信用金庫の準備金に関する事項

七 会員又はその普通銀行の株主に金銭を支払  
うことを定めたときは、その規定

八 新信用金庫の理事、代表理事及び監事とな  
るべき者の氏名又はその選任若しくは選定の  
方法

九 第百十一条第五号及び第六号に掲げる事項  
新株式会社を設立するときは、更生計画にお  
いて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その銀行の商号

二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の  
所在地並びに公告の方法

三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の  
別、種類及び數

四 更生債権者、更生担保権者又は組合員等及  
びその銀行の株主に對して發行すべき株式の  
額面無額面の別、種類及び數並びにその割當  
てに関する事項

五 新株式会社の資本の額及び準備金に関する  
事項

六 組合員等又はその銀行の株主に金銭を支払  
うことを定めたときは、その規定

七 第百十二条第六号及び第七号に掲げる事項  
（組織変更）

八 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び  
監事となるべき者の氏名又はその選任若しく  
は選定の方法

九 第百十条第五号及び第六号に掲げる事項  
（新設合併）

一 その銀行が合併によりその発行する株式の  
総数を増加するときは、その増加すべき株式  
を定めなければならない。

二 その銀行が合併によりその発行する株式の  
総数を増加するときは、その増加すべき株式  
を定めなければならない。

生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

#### 一 組織変更後の協同組織金融機関の名称、事

業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

#### 二 組織変更後の協同組織金融機関の出資一口

の金額

#### 三 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の

協同組織金融機関の定款に記載すべき事項

#### 四 更生債権者若しくは更生担保権者(組織変

更後の協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。)又は組織変前の協

同組織金融機関の組合員等に対して割り當るべき出資の口数及びその割当てに関する事

#### 五 組織変更後の協同組織金融機関の準備金に

関する事項

#### 六 組織変更前の協同組織金融機関の組合員等

に金銭を支払うことと定めたときは、その規定期限若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

#### 七 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

#### 八 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任させる者があるときは、その者の氏名及び任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

#### 九 組織変更前の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

#### 十 数人の代表取締役に共同して組織変更後の

株式会社を代表させるときは、その旨

#### 十一 前条第一項第九号に掲げる事項

並びに第二百二十二条第二項及び第三項

並びに第二百二十三条の規定は、前項に規定する場合における組織変更後の株式会社について準用する。

#### 十二 組織変更すべき時期

第二百九十三条第一項から第四項までの規定は、前項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。

#### 十三 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

#### 十四 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

#### 十五 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

#### (新協同組織金融機関の設立)

第二百一十八条 第十一条の規定は、協同組織金融機

機関の更生手続において新協同組織金融機関を設立する場合について準用する。この場合において、

第二百一十七条 協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

#### (新株式会社の設立)

第二百一十九条 会社更生法第二百二十六条の規定

は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この

場合において、同条第一項各号列記以外の部分

株式会社の定款に記載すべき事項

五 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に

対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

#### 六 組織変更後の株式会社の資本の額及び準備

金に関する事項

#### 七 組合員等に金銭を支払うことを定めたとき

は、その規定

#### 八 組織変更後の株式会社の取締役、代表取締

役及び監査役となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができる。

#### 九 組織変更前の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

させる者があるときは、その者の氏名及び任

期。ただし、任期については一年を超えるこ

とができる。

#### 十 数人の代表取締役に共同して組織変更後の

株式会社を代表させるときは、その旨

#### 十一 前条第一項第九号に掲げる事項

並びに第二百二十二条第二項及び第三項

並びに第二百二十三条の規定は、前項に規定す

る場合における組織変更後の株式会社について準用する。

#### 十二 組織変更すべき時期

第二百九十三条第一項から第四項までの規定は、前

項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。

#### 十三 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期

については一年を超えることができる。

#### (新協同組織金融機関の設立)

第二百一十九条 会社更生法第二百二十六条の規定

は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この

場合において、同条第一項各号列記以外の部分

中「株主」とあるのは「組合員等(更生特例法第六条において同じ。)」と、同項第五号中「株主」とあるのは「組合員等」と、同項第八号中「会社から」とあるのは「協同組織金融機関(更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)から」と、同項第十号中「第二百二十三条」とあるのは「更生特例法第二百二十七条第二項において準用する第二百二十三条」と、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員等」と、同條第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)から」と、同項第十号中「第二百二十三条规定は協同組織金融機関の更生手続における更生計画認否の期日を定める決定について、それぞれ準用する。この場合において、同項第二号中「株主」とあるのは「組合員等」と読み替えるものとする。

六組織変更後の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

五更生債権者、更生担保権者又は組合員等に

対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

#### 六組織変更後の株式会社の資本の額及び準備

金に関する事項

#### 七組合員等に金銭を支払うことと定めたとき

は、その規定

#### 八組織変更後の株式会社の取締役、代表取締

役及び監査役となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期

については一年を超えることができる。

#### 九組織変更前の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

させる者があるときは、その者の氏名及び任

期。ただし、任期については一年を超えるこ

とができる。

#### 十数人の代表取締役に共同して組織変更後の

株式会社を代表させるときは、その旨

#### 十一前条第一項第九号に掲げる事項

並びに第二百二十二条第二項及び第三項

並びに第二百二十三条の規定は、前項に規定す

る場合における組織変更後の株式会社について準用する。

#### 十二組織変更すべき時期

第二百九十三条第一項から第四項までの規定は、前

項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。

#### 十三組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期

については一年を超えることができる。

#### (新協同組織金融機関の設立)

第二百一十九条 会社更生法第二百二十六条の規定

は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この

場合において、同条第一項各号列記以外の部分

中「株主」とあるのは「組合員等(更生特例法第六条において同じ。)」と、同項第五号中「株主」とあるのは「組合員等」と、同項第八号中「会社から」とあるのは「協同組織金融機関(更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)から」と、同項第十号中「第二百二十三条规定は協同組織金融機関の更生手続における更生計画認否の期日を定める決定について、それぞれ準用する。この場合において、同項第二号中「株主」とあるのは「組合員等」と読み替えるものとする。

六組織変更後の株式会社の資本の額及び準備

金に関する事項

#### 七組合員等に金銭を支払うことと定めたとき

は、その規定

#### 八組織変更後の株式会社の取締役、代表取締

役及び監査役となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期

については一年を超えることができる。

#### 九組織変更前の協同組織金融機関の理事、代

表理事又は監事のうち組織変後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任

させる者があるときは、その者の氏名及び任

期。ただし、任期については一年を超えるこ

とができる。

#### 十数人の代表取締役に共同して組織変更後の

株式会社を代表させるときは、その旨

#### 十一前条第一項第九号に掲げる事項

並びに第二百二十二条第二項及び第三項

並びに第二百二十三条の規定は、前項に規定す

る場合における組織変更後の株式会社について準用する。

#### 十二組織変更すべき時期

第二百九十三条第一項から第四項までの規定は、前

項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。

#### 十三組織変更後の協同組織金融機関の理事、代

表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期

については一年を超えることができる。

#### (新協同組織金融機関の設立)

第二百一十九条 会社更生法第二百二十六条の規定

は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この

場合において、同条第一項各号列記以外の部分

八条と読み替えるものとする。

#### (更生計画の認可)

第一節 更生計画の認否及び遂行

第二節 更生計画の認否及び遂行

第三節 更生計画の認否及び遂行

第四節 更生計画の認否及び遂行

第五節 更生計画の認否及び遂行

第六節 更生計画の認否及び遂行

第七節 更生計画の認否及び遂行

第八節 更生計画の認否及び遂行

第九節 更生計画の認否及び遂行

第十節 更生計画の認否及び遂行

第十一節 更生計画の認否及び遂行

第十二節 更生計画の認否及び遂行

第十三節 更生計画の認否及び遂行

第十四節 更生計画の認否及び遂行

第十五節 更生計画の認否及び遂行

第十六節 更生計画の認否及び遂行

第十七節 更生計画の認否及び遂行

第十八節 更生計画の認否及び遂行

第十九節 更生計画の認否及び遂行

第二十節 更生計画の認否及び遂行

第二十一節 更生計画の認否及び遂行

第二十二節 更生計画の認否及び遂行

第二十三節 更生計画の認否及び遂行

第二十四節 更生計画の認否及び遂行

第二十五節 更生計画の認否及び遂行

第二十六節 更生計画の認否及び遂行

第二十七節 更生計画の認否及び遂行

第二十八節 更生計画の認否及び遂行

第二十九節 更生計画の認否及び遂行

第三十節 更生計画の認否及び遂行

第三十一節 更生計画の認否及び遂行

第三十二節 更生計画の認否及び遂行

第三十三節 更生計画の認否及び遂行

第三十四節 更生計画の認否及び遂行

第三十五節 更生計画の認否及び遂行

第三十六節 更生計画の認否及び遂行

第三十七節 更生計画の認否及び遂行

第三十八節 更生計画の認否及び遂行

第三十九節 更生計画の認否及び遂行

第四十節 更生計画の認否及び遂行

第四十一節 更生計画の認否及び遂行

第四十二節 更生計画の認否及び遂行

第四十三節 更生計画の認否及び遂行

第四十四節 更生計画の認否及び遂行

第四十五節 更生計画の認否及び遂行

第四十六節 更生計画の認否及び遂行

第四十七節 更生計画の認否及び遂行

第四十八節 更生計画の認否及び遂行

第四十九節 更生計画の認否及び遂行

第五十節 更生計画の認否及び遂行

第五十一節 更生計画の認否及び遂行

第五十二節 更生計画の認否及び遂行

第五十三節 更生計画の認否及び遂行

第五十四節 更生計画の認否及び遂行

第五十五節 更生計画の認否及び遂行

第五十六節 更生計画の認否及び遂行

第五十七節 更生計画の認否及び遂行

第五十八節 更生計画の認否及び遂行

第五十九節 更生計画の認否及び遂行

第六十節 更生計画の認否及び遂行

第六十一節 更生計画の認否及び遂行

第六十二節 更生計画の認否及び遂行

第六十三節 更生計画の認否及び遂行

第六十四節 更生計画の認否及び遂行

第六十五節 更生計画の認否及び遂行

第六十六節 更生計画の認否及び遂行

第六十七節 更生計画の認否及び遂行

第六十八節 更生計画の認否及び遂行

第六十九節 更生計画の認否及び遂行

第七十節 更生計画の認否及び遂行

第七十一節 更生計画の認否及び遂行

第七十二節 更生計画の認否及び遂行

第七十三節 更生計画の認否及び遂行

第七十四節 更生計画の認否及び遂行

第七十五節 更生計画の認否及び遂行

第七十六節 更生計画の認否及び遂行

（更生債権及び更生担保権につきその責めを免  
れ、組合員等の権利及び協同組織金融機関の財  
産の上に存した担保権は、すべて消滅する。た  
だし、更生手続開始後協同組織金融機関の理事  
は、代表理事、監事又は使用人であった者で、更  
生計画認可の決定後も引き続き協同組織金融機  
関の理事、代表理事、監事又は使用人として在  
職しているものの退職手当の請求権並びに第六  
十一条第一項第五号及び第六号に掲げる請求権  
については、この限りでない。

（権利の変更、更生債権者表等の記載の効力等）

第二百二十六条　会社更生法第二百四十二条及び第  
二百四十六条の規定は協同組織金融機関の更生  
計画の認可の決定があつた場合について、同法  
第二百四十三条の規定は協同組織金融機関の更  
生計画の定めによつて更生債権者又は更生担保  
権者に対し権利が認められた場合について、同法  
第二百四十四条の規定は協同組織金融機関の  
更生計画の定めによつて組合員等に対し権利が  
認められた場合について、同法第二百四十五条  
の規定は協同組織金融機関の更生計画の認可の  
決定が確定した場合について、それぞれ準用す  
る。この場合において、同法第二百四十二条第  
二項中「及び第二百九条第三項（株券の引渡し）  
の規定」とあるのは「の規定」と、「株式、債  
権その他の権利、株券及び端株券」とあるのは  
「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法  
第二百四十六条第一項中「第六十七条第一項」  
とあるのは「更生特例法第四十五条において準  
用する第六十七条第一項」と、「競売の手続及  
び企業担保権の実行手続」とあるのは「及び競  
売の手続」と読み替えるものとする。

（更生計画の遂行）

第二百二十七条　協同組織金融機関の更生計画の認  
定により協同組織金融機関の事業の経営並びに  
財産の管理及び処分をする権利が理事に付与さ  
れ、組合員等の権利及び協同組織金融機関の財  
産の上に存した担保権は、すべて消滅する。た  
だし、更生手続開始後協同組織金融機関の理事  
は、代表理事、監事又は使用人であった者で、更  
生計画認可の決定後も引き続き協同組織金融機  
関の理事、代表理事、監事又は使用人として在  
職しているものの退職手当の請求権並びに第六  
十一条第一項第五号及び第六号に掲げる請求権  
については、この限りでない。

3 れた場合においては、管財人は、理事が計画を実行するにつき、これを監督する。

計画の定めにより新協同組織金融機関を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、管財人が行う。

**第一百三十二条** 第百七条の規定により更生計画に  
おいて協同組織金融機関の事業若しくは財産の  
全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは  
賃貸し、又は他人の事業、営業若しくは財産の  
全部若しくは一部を譲り受けることを定めたと  
きは、計画の定めによりこれらの行為をするこ  
とができる。

3 働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用せず、かつ、勞働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかるらず、総会の議決を要しない。

3 協同組織金融機関の理事、代理理事又は監事で、計画において留任することを定められな

生計画認可の決定後も引き続き協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに第六十一条第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

4 第二項の規定は新協同組織金融機関（合併により設立される新協同組織金融機関を除く。以下この項において同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、会社更生法第九十一条の二の規定は新協同組織金融機関に対する管財人の調査について、それぞれ準用する。  
(更生計画遂行に関する裁判所の命令)

きは、計画の定めによりこれらの行為をする」とが  
できる。

3 協同組織金融機関の理事、代表理事又は監事で、計画において留任することを定められた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定めによつて留任した理事、代表理事又は監事の任期及び代表理事の代表の方法は、計画に定めるところによる。

5 第二項の場合においては代表理事の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、その選定

第二百四十三条の規定は協同組織金融機関の更生計画の定めによって更生債権者又は更生担保権者に対し権利が認められた場合について、同法第二百四十四条の規定は協同組織金融機関の更生計画の定めによって組合員等に対し権利が

て準用する。この場合において、同条第一項中「第一百四十四条第一項」とあるのは「更生特例法第一百二十四条において準用する第一百四十四条第一項」と読み替えるものとする。(更生計画認可後の理事に対する権利付与)

一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

2 前項の場合においては、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の第二項第一項による出資額の減少を定めたときは、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、その選定に關する書類を添付しなければならない。  
（出資一口の金額の減少に關する特例）

二項中「及び第二百九条第三項（株券の引渡し）の規定」とあるのは「の規定」と、「株式、債権その他の権利、株券及び端株券」とあるのは「及び持分、朱式、資産その他の権利」と、同法

は職権で、協同組織金融機関の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を理事に付与することができる。

**第二百三十三条** 第百六条において準用する会社更生法第二百二十条第一項の規定により更生計画において理事若しくは監事の選任又は代理権書の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任され、又は選定されるものとする。

**第二百六条**において準用する会社更生法第二百二十条第一項の規定により更生計画において理事若しくは監事の選任又は代理権書の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任され、又は選定されるものとする。

法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、協同組織金融機関の出資一口の金額の減少による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

**(更生計画の遂行)**

第四項において専用する第十五回」と読み替へるものとする。

定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によつてすることができる。この場合においては、中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一條第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一條第一項又は労

(出資の受入れに関する特例)  
第一百三十五条 第百九条第一項の規定により更生債権者、  
計画において協同組織金融機関が更生債権者、  
更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込み  
み又は現物出資をさせないで出資を引き受けさせ  
ることを定めたときは、これらの権利者は、  
計画認可の決定の時に組合員等となる。



とあるのは「第四十二条」と、「第三十二条第三項及び同法第三十九条」とあるのは「第三十九条」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と読み替えるものとする。

第三項の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が出資を引き受けさせることを定めた場合について準用する。この場合において、「第一項中「計画の定め」とあるのは、「組織変更の効力が生じた後、計画の定め」と読み替えるものとする。

百三十二条ノ二の規定は、同項の規定による許可の申請について準用する。

下この条及び次条において「新法人」という。」を設立することを定めたときは、新法人は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

5 会社更生法第二百五十二条第一項から第四項までの規定は、第一百七十七条第一項の規定により

第一百四十条 第百十七条第二項において準用する  
特例)

**第一百四十二条** 第百十七条第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生

法人の出資又は株式の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は組合員等は、組合員等又

更生計画において協同組織金融機関がその組織を変更することを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第一百七条第一項第八号」と、「計画認可の決定の時」とあるのは「組織変更の効力が生じた時」と、同条第二項中「第二百二十条」とあるのは

2 前項の場合においては、会社更生法第二百五  
十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 前項に規定する場合を除き、第一百七条第二項において準用する会社更生法第二百二十三条

「第一百六条」とあるのは「第一百十八条」と、「会社更生法第二百一十条第一項」とあるのは「第

「更生特例法第百七十七条第一項第八号」と、「第二百五十四条第一項（同法第二百八十条において準用する場合を含む。）（取締役、監査役の選任及び第二百六十二条第一項」とあるのは「第二百六十二条第一項」と、同条第三項中「会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画におい

員者ノ会員」と同条第二項中前二項ノ通知ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知公

3 前項の場合において、更生債務者、更生扶保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせ、

十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項本文」である。

6 第四項の規定により選任された組織変更後の  
協同組織金融機関の理事又は監事の任期につい  
ては、合併転換法第二十三条第三項の規定は、  
適用しない。

5 発行するときは、これらの権利者は、計画に定める現物出資をすれば足りる。

商法第二百一十七条第一項及び第二項の規定

5  
会社更生法第二百五十七条第四項の規定は、  
第二項の場合における転換社債又は新株引受権  
付社債の登記の嘱託書又は申請書について準  
用する。

条の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同法第二百五十九条第一項及び第二項中「第二百二十条」とある

7 第一項の場合においては、組織変更後の協同組織金融機関又は株式会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の原本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。  
（組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例）

は、組合員等に対し新たに払込み又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合について準用する。ただし、この場合においては組合員等に交付すべき代金から、端株について現物出資に相当する金額を控除しなければならない。

(新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例)

るのは「更生特例法第百十九条において準用する第二百二十六条第一項第九号」と、同法第一百五十四条第四項中「第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百十七条」とあるのは「第二百十七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等(更生特例法第一条第六項に規定する組合員等をいう。)」と、前







4 会社更生法第二百二十五条第三項の規定は、第一項の規定による預金者表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 預金者表及び前項において準用する会社更生法第二百二十五条第三項の規定による届出及び第二項に記載の書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(預金者表の提出の効果)  
第一百六十九条 会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載される預金等債権(預金者等が当該提出があるまでに同法第二百二十五条第一項(第六十五条において準用する場合を除む。)の規定により届け出たものを除く。)については、裁判所の定めた届出期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第一百六十七条第四項前段の規定による記載の追加に係る預金等債権については同法第二百二十七条第一項(第六十五条において準用する場合を除む。)の規定による届出があつたものとみなされる。

(預金者表の参加)  
第一百七十一条 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされた預金者等に係る預金等債権(機構が会社更生法第二百二十八条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。)の規定による届出をした者は、その旨を裁判所に届出しなければならない。

(預金者等の参加)  
第一百七十二条 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる預金等債権(機構が会社更生法第二百二十八条第一項(第六十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。)の規定による届出をしたものは、その旨を裁判所に届出しなければならない。

より届出又は届出の追完があつたものとみなさられる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもつて自ら更生手続に参加するものとする。

(預金保険機関の権限)  
第一百七十三条 機構は、第百六十九条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされた預金者等に係る債権者(参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理債権」という。)のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)をもつて、更生手続に属する一切の行為(更生債権及び更生担保権調査の期日において、機構が異議述べた機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟に關する行為を除く。)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る更生債権の確定に関する事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第八十九条(第五十条において準用する場合を含む。)の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

ついて準用する。

3 第一項の規定による変更是、会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第二百二十七条第四項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による変更とみなす。

(特別期日の費用)  
第一百七十四条 機構代理債権に係る会社更生法第二百三十八条第二項(第七十三条第二項並びに同法第二百三十九条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第二百四十四条(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第二百四十五条(第六十五条において準用する場合を含む。)に規定する特定期日(以下この条において「特別期日」とい

行使しようとするときは、当該関係人集会の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。

(預金保険機関がする通知等)  
第一百七十七条 第百七十五条第一項及び前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。この場合においては、会社更生法第十四条第四項の規定を準用する。

(監督官による破産の申立て等)  
第一百七十八条 監督官は、金融機関に破産の原因申立てをすることができる。

2 会社更生法第十二条の規定は、第百六十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

(監督官による破産の申立て等)  
第五章 金融機関の破産手続の特例  
第一節 監督官による破産の申立て等  
2 会社更生法第十二条の規定は、第百六十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

(破産の申立て等)  
第一百七十九条 金融機関に破産の原因申立てをする場合は、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 前項の規定により監督官が破産手続の費用として裁判所がかかるわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならないときは、破産法第二百三十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により監督官が破産の申立てをする場合においては、破産法第二百四十条前段の規定にかかるわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。

(議決権の行使のための通知及び公告)  
第一百七十六条 機構は、会社更生法第二百条第一項(同法第二百七十七条第一項において準用する場合を含む。)又は第九十九条第一項(第二百五十五条第一項(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する申立てをすること)を知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百六十八条第三項の規定は、前項の変更に

行はしようとするときは、当該関係人集会の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。

(届出に係る事項の変更)  
第一百七十七条 機構は、機構代理債権に係る届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という。)は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした預金者等は、前条の規定に

破産法第百五十五条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。

### 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（破産の申立棄却に対する抗告）

第一百八十二条 監督庁は、第一百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができる。

### 第二節 預金保険機構の権限

（債権届出の期間を定める場合の特例）

第一百八十二条 裁判所は、金融機関について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により定める同法第一百四十二条第一項第一号の債権届出の期間について、機構の意見を聽かなければならない。

### （送達の特例）

第一百八十三条 金融機関について破産の宣告をしたときは、債権者である預金者等に対しても、

破産法第四十三条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規

定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対し

て、破産法第四十三条第一項各号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 金融機関において、第一百八十五条

第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、破産法第四十三条第一項第二号若しくは第三号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定若しくは強制取消しの取消しの決定が確定した場合においては、債権者である預金者等であつて同法第二百二十八条第一項の規定による届出をしていな

いものに對しては、同法第四十三条第三項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第五十六条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三条の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第四十三条第一項第二号若しくは第三号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定若しくは強制取消しの取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

（預金者表の作成及び縦覧等）

第一百八十四条 機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

一 預金者等の氏名及び住所

二 預金等債権の額及び原因

三 預金等債権が破産法第四十六条第一号に掲げる請求権を含むときは、その旨

4 機構は、預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日における送達は、することを要しない。

5 機構は、預金者等の縦覧に供する場合は、前項の規定による預金者表の提出及び前項において準用する前条第四項の規定によつて記載された既に預金者等が裁判所に届け出ているものの除外する。）があることを知つた場合について

（預金者表の提出）

2 前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知つた場合について準用する。

3 破産法第二百二十八条第三項の規定は、第一項の規定による預金者表の提出及び前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 預金者表及び前項において準用する破産法二百二十八条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（預金者表の提出の効果）

5 第百八十六条 破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権（預金者等が当該提

て当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知つたときも、同様とする。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金等債権を、預金保険法第五十八条第一項若しくは第四項の規定により取得し、又は同法第八十二条の二の規定により買取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

（預金者表の提出）

2 前条の規定により届出があつたものとみなされる預金等債権（機構が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これ

2 前項の規定による届出（以下この条及び次のとみなされる預金等債権（機構が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これ

2 参加の届出をした預金者等は、前条の規定において「参加の届出」という。）は、破産手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これ

2 前項の規定による届出（以下この条及び次のとみなされる預金等債権（機構が届出名義の変更を受けたものを除く。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

3 参加の届出をした預金者等は、前条の規定により届出があつたものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもつて自ら破産手続に参加するものとする。

4 参加の届出をした預金者等は、前条の規定により届出があつたものとみなされる当該預金者等に係る債権者（参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、破産手続に属する一切の行為（債権調査の期日において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟に關する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は

機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授権がなければならぬ。

(預金保険機構の業務)

第一百八十九条 機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもつて前条の行為をしなければならない。(届出に係る事項の変更)

第一百九十条 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

(特別期日の費用)

第一百九十一条 機構代理債権に係る破産法第二百三十四条第二項(同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、同法第二百三十四条第二項後段の規定にかかるわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第七十九条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第一百九十二条 債権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議述べたときを除く。)は、機構は、遲滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において機構代理

について異議を述べたときは、裁判所は、これ

を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第一百九十三条 機構は、破産法第二百九十九条第一項に規定する債権者集会において機構代理預

田以下の罰金に処する。

一 協同組織金融機関の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、担保権者若しくは組合員等の不利益に処分すること。

二 協同組織金融機関の負担を虚偽に増加すること。

三 協同組織による金融事業に関する法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定において準用する商法第三十二条第一項の規定により作成すべき帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正確に記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すこと。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第三者の詐欺更生罪)

第一百九十六条 前条第一項に規定する者でなくて同項に規定する行為をした者又は自己若しくは他人の利益を図る目的で更生債権者、更生担保権者若しくは組合員等として虚偽の権利を行つた者は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百円以下(以下この条において「懲役」といふ。)の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(取締罪)

第一百九十七条 協同組織金融機関の更生手続における調査委員、保全管理人、監督員、管財人、法律顧問、保全管理人代理又は管財人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

2 協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは新株式会社(合併により設立される新協同組織金融機関及び新株式会社を除く。)の理事若しくは取締役、監事若しくは監査役又は参事若しくは支配人その他の使用者が第二十一条第三項の規定により読み替えて適用される第

三十四条第二項、第三十五条第二項、第五十二条第二項、第五十三条第二項又は第二百二十七条

員、保全管理人又は管財人(以下この条において「管財人等」という。)が法人であるときは、

て「管財人等」という。)が法人であるときは、管財人等の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第一百九十八条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第一百九十九条 組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関(合併により設立される新信用金庫を除く。)の理事、監事又は参事等の他の使用者が第四条第二項の規定により読み替えて適用される会社更生法第九十八条の二第一項(同法第一百一条の三及び第四条第二項の規定により読み替えて適用される同法第一百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは新株式会社(合併により設立される新協同組織金融機関及び新株式会社を除く。)の理事若しくは取締役、監事若しくは監査役又は参事若しくは支配人その他の使用者が第二十

一条第三項の規定により読み替えて適用される第

三十四条第二項、第三十五条第二項、第五十二条第二項、第五十三条第二項又は第二百二十七条

員、保全管理人又は管財人(以下この条において「管財人等」という。)が法人であるときは、

て「管財人等」という。)が法人であるときは、管財人等の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第一百九十八条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第一百九十九条 組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関(合併により設立される新信用金庫を除く。)の理事、監事又は参事等の他の使用者が第四条第二項の規定により読み替えて適用される会社更生法第九十八条の二第一項(同法第一百一条の三及び第四条第二項の規定により読み替えて適用される同法第一百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは新株式会社(合併により設立される新協同組織金融機関及び新株式会社を除く。)の理事若しくは取締役、監事若しくは監査役又は参事若しくは支配人その他の使用者が第二十

一条第三項の規定により読み替えて適用される第

三十四条第二項、第三十五条第二項、第五十二条第二項、第五十三条第二項又は第二百二十七条





同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「から第二項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十六条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改め、同条第四項中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に、「及び第六十八条第三項」を「第六十八条第三項及び第八十条の三第三項」に改める。

第五十七条第一項中「支払場所」の下に「支払方法」を加え、同条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改め、同条第三項中「金融機関が破産の宣告を受け、又は当該金融機関について和議開始の決定」を「金融機関について破産法第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由」に、「その公告」を「前一項の規定により公告」に改める。

第五十八条の見出しを「(債権の取得等)」に改め、同条第一項中「保険金の支払をしたときは、その支払額に応じ、」を「第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対し第五十四条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に応じ、当該に「有する当該」を「有する」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第五十三条第三項」を「預金者等に対し第五十三条第四項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改め、「に応じ、」の下に「当該」を加え、「有する当該」を「有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する預金者等に対し支払われるべき保険金の額が第五十四条第一項に規定する元本の額に満たないときは、機構は、次に定めるところにより、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権を取得する。一 預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものと担保権の目的となつていてないものがあるときは、担保権の目的となつてないものを先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつてないものが二以上あるときは、その金利率その他これらに準するもので政令で定めるものを先とする。

三 前号の場合において、金利の同じものが二以上あるときは、その弁済期の早いものを先とする。

四 前号の場合において、弁済期の同じものが二以上あるときは、機構が指定するものとする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつているものが二以上あるときは、当該担保権の目的となつている預金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大きいものを先とする。

六 前号の場合において、担保余力額の同じものが二以上あるときは、第二号から第四号までの規定の例による。

3 機構は、前二項の規定により取得した預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでの限り、当該担保権の目的となつている預金等に係る債権(機構が取得した部分に限る)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

第七条第一項中「(銀行等の場合を除く。)」を「第五十九条第三項第一号中「営業の全部」の下に「(当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買取る場合にあつては、その買取られる資産に係る部分を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する資産の買取りは、救済金融機関又は破綻金融機関の資産について行うものとし、同項の規定による申込みに係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りが含まれて

いるときは、当該救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

第六十条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六十三条第三項中「第五十九条第三項第一号」を「第五十九条第四項第一号」に改める。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「当該申込みを行った金融機関等に対する資金援助」を「当該申込みに係る資金援助」に改め、同条第四項中「同項に規定する金融機関等に対する」を「当該資金援助の申込みに係る金融機関等との間で当該」に改める。

第六十五条中「救済金融機関」を「機構と前条第四項の契約を締結した金融機関」に、「当該合併等に係る資金援助に関する」を「同項」に改める。

第八十条第一項中「第百四条(銀行等にあつては、同条第一項及び第三項に限る。)」を「第百四条第一項及び第三項」に、「及び第百八条」を「第百八条」に改め、「第百十一条まで」の下に「並びに第百十五条(銀行等の場合を除く。)」を加える。

第八十七条中「一に」を「いすれかに」に改め、同条第二号中「第五十七条第五項」の下に「及び第八十二条の四第五項」を加える。

第九十条中「一に」を「いすれかに」に改める。

第九十一条中「一に」を「いすれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第四十条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第九十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四章を第六章とする。

第八十二条中「この章の規定による預金保険に關し」を「この法律の実施のため」に改める。

第八十三条中「この章」を「この法律」に改める。

第五節 補則」を削り、第八十二条の次に次の二章及び章名を加える。

2 前項に規定する資産の買取りは、救済金融機関又は破綻金融機関の資産について行うものとし、同項の規定による申込みに係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りが含まれて

定する場合には、委員会の議決を経て、同項各号に規定する保険事故に係る預金等債権(預金者等が当該保険事故の発生した金融機関に対し有する預金等(政令で定める預金等を除く。)に係る債権であつて、担保権の目的となつてないものをいう。以下同じ。)の買取りをすることを決定することができる。

3 前項の買取りは、第八十一条の四第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときには、その超える部分の金額を当該預金者等に對して支払うものとする。

ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときには、その超える部分の金額を当該預金者等に對して支払うものとする。

3 前項に規定する概算払額は、機構が預金者等から買取る預金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に對する利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という。)を乗じて計算した金額とする。

4 第五十三条第三項の規定は、第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払(以下「概算払額の支払」という。)について準用する。

5 機構は、預金者等が第二項の買取期間内に同項の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつても、当該預金者等の預金等債権の買取りをすることができる。

いては、委員会の議決を経て、当該決定に係る

定めた場合について準用する。

買取りの概算払率定めるものとし、当該決定について大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

第八十一条の五、預金者等がその有する預金等債権について概算払額の支払を受けた場合には、

委員会は、前項の概算拠率に係る議決を行う場合には、前条第一項の決定に係る金融機関の

当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算

精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

併により承継し、又は破綻信用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から貰い取つた資産の管理及び処分を行うこととする（以下「整理回収業務」という。）を主たる目的とする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行）をいう。以下この条及び次条において同じ。」と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」とい  
う。）に対し、協定の定めによる整理回収業務

の円滑な実施に必要な資金の出資を行う」と。

二、協定銀行に対し附則第十条第二項の規定による損失の補てんを行い、又は協定銀行が行

三 島尾銀行による修理回収業務の実施に必要な資金の借入れに係る附則第十一條第一項の規定による債務の保証を行うこと。

三 指定銀行による整理回収業務の実施は必要な指導及び助言を行うこと。

五 携定銀行の携定の定めによる整理回収業務と。

の円滑な実施を確保するため、協定銀行が協定の定めにより破綻信用組合から承継し、又

は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その

債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明する、一二三、特に公表する、二四五、二五七、二五九

するとか特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

## 六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に

係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専

門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委

託を受けて、その取立てを行うこと。  
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構の理事長は、前項に規定する業務を行う職員として、金融取引、不動産取引、民事手続等に関する法令及び実務に精通している者を任命するものとする。

## (協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻信用組合との合併又はその事業の全部若しくは一部の譲受けについて第六十二条第一項の規定による大蔵大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該合併又は事業の全部若しくは一部の譲受け(以下「事業の譲受け等」という。)を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に機構から附則第十三条第一項の規定による破綻信用組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

三 協定銀行は、前号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、速やかに機構に報告すること。

四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該事業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の

実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画により中間業務報告書及び業務報告書を大蔵大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を大蔵大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあると認めたとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認められたときは、速やかに機構に報告すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けたため、速やかに機構に報告すること。

十 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十一 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十二 協定銀行は、附則第七条第一項に規定する業務を行ふため必要があるときは、協定銀行に對し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

十三 協定銀行は、附則第七条第一項に規定する業務を行ふため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることがある。

十四 協定銀行は、附則第四項の規定にかかる業務を行ふため必要があるときは、協定銀行に對し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

十五 協定銀行は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行ふ場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに關する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する。

十六 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻信用組合の資産の買取りのために必要とする

内容について機構の承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該事業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の

## (出資)

規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務を行ひ得るものであると認められる場合において、當該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであると認められる場合は、當該認可をしてはならない。

## (債務の保証)

第十一條 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該事業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の

## (出資)

資金その他の協定の定めによる整理回収業務の実施のために必要とする資金の借入れについて機構が債務の保証を行うことの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その借入れに係る債務の保証を行ふことができる。

第九条 機構は、附則第七条第一項第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(資産の買取りの委託、損失の補てん等)

第十条 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第六十四条第一項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行ふことを委託することができる。

十一 機構は、前項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを協定銀行に委託したときは、当該資産に係る整理回収業務により生じた損失の補てんを行ふことができる。

十二 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格前項に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

十三 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行ふため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることがある。

十四 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行ふ場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに關する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する。

十五 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行ふ場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに關する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する。

十六 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻信用組合の資産の買取りのために必要とする

総金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十四条第一項の規定による決定に先立つて、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めることは、信用秩序の維持のために当該合併等を行なう必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十二条第四項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。

4 大蔵大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に対し意見を求めることができる。

5 第六十四条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等に係る資金援助（以下「特別資金援助」という。）について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等に係る決議をすることができる。（預金等債権の買取りの特例）

第十七条 機構は、平成十二年三月三十一日までを限り、第八十二条の二第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとするときは、あらかじめその旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第八十二条の三第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率（以下「特別払戻率」という。）を

定めて、これを機構に通知しなければならない。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り（以下「預金等債権の特別買取り」という。）に係る第八十二条の二第一項の規定による決定をしたときは、第八十二条の三第一項の規定による認可を受けることを要しない。（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「一般金融機関特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関である場合における特別資金援助

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、保険事故の発生した金融機関が信用協同組合以外の金融機関である場合における当該金融機関に係る預金等債権の特別買取り

三 次条第一項に規定する特別保険料の収納（信用協同組合に係るものと除く。）

四 前三号の業務に附帯する業務

3 機構は、特別資金援助を行つたときは、一般勘定（一般金融機関特別勘定、信用協同組合特別勘定及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理に関する特別措置法（平成八年法律第二号。以下「特定住宅債権等処理法」という。）第四条に規定する特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定以外の勘定をいう。以下同じ。）から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、当該破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関又は信用協同組合のいずれに該当するかに応じ、一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定に繰り入れるものとする。（特別保険料等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十二年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（前条第一項及び第二項に規定する業務をいう。第三項において同じ。）の実施に要する費用に充てるため、機構に対する特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条の規定は、前項の特別保険料について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）」とあるのは、「附則第十九条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額（前条第三項の規定による一般勘定から一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れにより賄われる見込まれる費用の額を除く。）及び金融機関の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつてはならない。

4 機構は、第五十条第二項（第一項において準用する場合を含む。）に定めるところによるほか、同条第一項の規定又は第一項の規定にかかる

第二十条 機構は、第四十二条第一項の規定によるほか、附則第十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

3 政府は、機構が附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる業務を行うため第一項の借り入れをする場合において、必要があると認められるときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の委託を受けて当該借入れに係る機構の債務の保証をすることができる。

4 政府は、機構が附則第十六条及び第十七条に規定する業務を終了した日として政令で定める日において信用協同組合特別勘定に累積欠損金として大蔵省令で定めるところにより計算した金額（一般金融機関特別勘定に大蔵省令で定めるところにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額）があるときは、当該金額の範囲内において、前項の規定による債務の保証に係る保証債務の履行をすることができる。

5 政府は、前項の規定により保証債務の履行を行つた場合には、機構が協定銀行の解散により残余財産の分配として交付を受けた金額の額（機構が同項の政令で定める日から当該解散の時までに協定銀行への出資に基づいて金銭の交付を

受けた場合にあつては、その交付を受けた金額の額を加算した金額)のうち協定銀行への出資額を超える部分の金額を限り、民法第四百五十九条第一項の規定による権利行使するものとする。

## (特別勘定の廃止)

第二十一条 機構は、平成十三年度末において、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際これら勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

## (課税の特例)

第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項に規定する大蔵大臣のあつせんを受けて行う破綻信用組合の事業を譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う破綻信用組合の資産の買取り(以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利の取得をした場合は、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

## 2

協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利(次項において「土地等」という。)は、協定銀行に係る租税特別措置法第六十二条の二の規定の適用については、同項第一号に規定する新規取得土地等には該当しないものとする。

## 2

協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地等の譲渡(租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。)は、協定銀行(当該土地等の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、協定銀行と併合する破綻信用組合を含む。)に係る同法第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

## (罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員

## (法律の適用)

第二十三条 附則第十八条第一項及び第二項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

## 1 第三十四条第一号の規定の適用について

は、同号中「保険料の収納」とあるのは、「保険料の収納及び附則第十九条の規定による特別保険料の収納」とする。

## 2 第四十二条第一項の規定の適用について

は、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

## 3 第五十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告をしなかつたとき。

附則第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 4 第四十二条第一項の規定の適用について

は、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

## 5 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務において「協定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利の取得をした場合は、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

## 6 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 7 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 8 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 9 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 10 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 11 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 12 第五十二条第一項の規定の適用について

は、附則第七条第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十二条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第三項の規定による一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機構の業務とみなす。

## 13 第五十二条第一項の規定の適用について

は、五十万円以下の罰金に処する。

## による。

一 附則第十条第四項又は第十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

二 附則第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による報告をしなかつたとき。

附則第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用する。

四 新法第五十四条及び第五十八条の規定は、施行日以後に発生する保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例によつて適用する。

第五条 新法第四章の規定及び新法附則第十七条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第八十二条の二第一項に規定する

保険料については、適用しない。

第六条 施行日を含む営業年度(信用金庫、信用協同組合又は労働金庫にあっては、事業年度)の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第八十二条の二第一項に規定する

保険料については、適用しない。

第七条 新法第四章の規定及び新法附則第十七条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第八十二条の二第一項に規定する

保険料については、適用しない。

第八条 新法第二条第一項に規定する金融機関は、新法附則第十九条第二項において準用する新法第五十条第一項の規定にかかるわらず、施行日から一月以内に、預金保険機構に対し、前項の規定による特別保険料を納付しなければならない。

ただし、当該特別保険料の額の二分の一に相当する金額については、施行日を含む営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて適用する。

新法第四十条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する財務諸表を提出する場合について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する財務諸表を提出する場合は、なお従前の例によつて適用する。

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。





げる場合には、委員会の議決を経て、当該名号

の保険事故に係る貯金等債権（貯金者等が当該

保険事故の発生した農水産業協同組合に対して

有する貯金等（地方公共団体から受け入れた貯

金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組

合である会員から受け入れた貯金その他の政令

で定める貯金等を除く。）に係る債権であつて、

担保権の目的となつていらないものをいう。以下

同じ。）の買取りを行うことを決定することができる。

2 前項の買取りは、第六十八条の三第一項又は

第三項の規定により公告した買取期間内に、前

項の保険事故に係る貯金者等が有する貯金等債

権（保険金の支払の請求があつたことにより機

構が取得した部分を除く。）を、その請求に基づ

いて、概算払額に相当する金額で買取りること

により行つものとする。ただし、機構は、その買

取りに係る貯金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取り

に要した費用として政令で定めるものの額を控

除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相

当する金額を超えるときは、その超える金額を

当該貯金者等に對して支払つるものとする。

3 前項に規定する概算払額は、機構が貯金者等

から買取る貯金等債権の額から、保険事故が

発生した日から当該買取りの日までの期間に對

応する利息その他これに準ずるもので政令で定

めるものの額を控除した額に、次条第一項の規

定により機構が定める率（以下「概算払率」とい

う。）を乗じて計算した金額とする。

4 機構は、貯金者等が第二項の買取期間内に同

項の請求をしなかつたことにつき災害その他や

むを得ない事情があると認めるときは、同項の

規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつ

ても、当該貯金者等の貯金等債権の買取りを行

うことができる。

（概算払率等）

第六十八条の二 機構は、前条第一項の決定にお

いては、委員会の議決を経て、当該決定に係る

買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定

について主務大臣の認可を受けなければならな

い。

委員会は、前項の概算払率に係る議決を行つ

場合には、前条第一項の決定に係る農水産業協

同組合の財務の状況に照らし、当該農水産業協

同組合について破産手続が行われたならば当該

農水産業協同組合に係る貯金等債権について弁

済を受けることができると見込まれる額を考慮

し、機構の資産の効率的な利用に配意しなけれ

ばならない。

3 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水

産業協同組合に對し第一項の認可を行うとき

は、当該都道府県知事に協議しなければならな

い。

（買取りの公告等）

第六十八条の三 機構は、前条第一項の認可を受

けたときは速やかに、委員会の議決を経て、貯

金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、

概算払額の支払方法その他の政令で定める事項を

定め、これを当該認可に係る概算払率とともに

公告しなければならない。

機構は、前項の規定による公告をした後に当

該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は

当該農水産業協同組合について和議開始の決定

があつたときは、政令で定めるところにより、

その公告した買取期間を変更することができ

る。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更し

たときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公

告しなければならない。

4 機構は、第六十八条第二項ただし書の規定に

よる支払をするときは、あらかじめ、委員会の

議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定

める事項を定め、これを公告しなければならな

い。

めた場合について準用する。

第五十九条第六項の規定は、第六十八条第二

項の規定による買取りに係る概算払額に相当す

る金額の支払（以下「概算払額の支払」という。）

について準用する。

（課税関係）

第六十八条の四 貯金者等がその有する貯金等債

権について概算払額の支払を受けた場合には、

当該概算払額の支払を受けた金額（以下のこの

条において「概算払の金額」という。）が当該概

算払額の支払の日における当該貯金等債権のう

ち元本の額として政令で定める額（以下この

条において「基準日における元本額」という。）

以下あるときは当該概算払の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元

本額を超えるときには当該概算払の金額のうち

のうち元本の超える部分を除く。）が当該概

算払額の支払の日における当該貯金等債権のうち元本の額として政令で定める額（以下この

条において「基準日における元本額」という。）

以下あるときは当該概算払の金額は当該基準日における元本額と同一の額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

し、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払の金額のうち元本の超える部分を除く。）が当該概算払の金額とみな

が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち

元本の払戻しの額

当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が

当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日に

おける元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権

のうち元本の払戻しの額

と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額に相当する金額に相当する

口 当該精算払の金額のうち、精算払の金額に相当する元本額を控除した金額に相当する

各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

ものの額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該

貯金等債権に係る基準日における元本額を超過する場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項

各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

ものの額

が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち

元本の払戻しの額

当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が

当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日に

おける元本額から第十一条までを次のように改め

る。

（資金援助の特例）

第七条 機構は、平成十三年三月三十一日までを

限り、第六十一条第一項又は第六十二条第一項

二項の規定による申込みがあつた場合において、當該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる

費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業

協同組合の保険事故につき保険金の支払を行う

ときには、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用を超えると認め

る。

附則第七条から第十一条までを次のように改め

る。

（資金援助の特例）

第七条 機構は、平成十三年三月三十一日までを

限り、第六十一条第一項又は第六十二条第一項

二項の規定による申込みがあつた場合において、當該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる

費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業

協同組合の保険事故につき保険金の支払を行う

ときには、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用を超えると認め

る。

（資金援助の特例）

第七条 機構は、前条第一項の決定にお

いては、委員会の議決を経て、当該決定に係る

期間を変更した場合及び前項に規定する事項定

るときは、当該申込みに係る第六十五条第一項の委員会の議決を経る前に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等又は信用事業再建措置が行われなければ信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等又は信用事業再建措置を行ふ必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。

4 主務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫又は日本銀行に対し、意見を求めることができ

る。

5 第六十五条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等又は信用事業再建措置に係る資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同条第一項の委員会の議決を行ふ場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等又は信用事業再建措置に係る經營困難水産業協同組合の財務の状況に照らして、當該合併等又は信用事業再建措置が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特別資金援助を行ふ旨の決議をすることができる。

6 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。  
 (貯金等債権の買取りの特例)

第八条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第六十八条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行ふことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の

買取りに係る概算払率が第六十八条の二第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率(以下「特別払戻率」という。)を定め、これを機構に通知しなければならない。

3 第六十八条の二第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする貯金等債権の買取り(以下「貯金等債権の特別買取り」という。)に係る第六十八条第一項の規定による決定をしたときは、第六十八条の二第一項の規定による認可を受けることを要しない。

(区分経理)

第九条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

三 次条第一項に規定する特別保険料の収納

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 機構は、特別資金援助を行ったときは、一般勘定(特別勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。)から、当該特別資金援助に係る経営困難農水産業協同組合に對し差別的なものであつてはならない。

6 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助による金額を、特別勘定に繰り入れるものとする。

7 第六十五条第三項の規定により特別勘定が設けられていない場合には、第三十四条第一号中「保険料の収納」とあるのは「保険料の収納及び附則第十一条第二項中「機構の業務に要する費用」とあるのは「機構の業務に要する費用(附則第九条第一項各号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により一般勘定から特別勘定へ繰り入

れられるものを除く。)を除く。」と、同条第三項中「資金の借り入れ」とあるのは「資金の借り入れ(附則第九条第一項に規定する特別勘定において経理されるものを除く。)」とする。

第十条 農水産業協同組合は、平成八年から平成十二年までの間、第五十条第一項及び第五十二条第五十一条第一項及び第五十二条第五十一条第一項に規定する保険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十条 第五十二条第五十一条第一項及び第五十二条第五十一条第一項に規定する保険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

3 特別保険料率は、前条第一項各号に掲げる業務に要する費用の予想額(同条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰入れにより賄われる率(以下「保険料率」という。)とあるのは、「附則第十条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

4 前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法第十四条第三項に規定する漁業協同組合連合会については、この限りでない。

5 第二条第一項中「機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。)とあるのは、「附則第十条第三項に規定する特別保険料率」とい

う。)第一条第一項第三号に掲げる漁業協同組合連合会(以下「特定漁業協同組合連合会」とい

う。)とみなして、新法の規定を適用する。ただ

し、施行日において現に新法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している漁業協同組合連合会その他これに準ずるものとして政令で

定めるものとする。この場合において、政令で

定める特別保険料率は、特定の農水産業協同組合に對し差別的なものであつてはならない。

6 第二条第一項中「機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

7 第二条第一項中「機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

8 第二条第一項中「機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

9 第二条第一項中「機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に漁業協同組合から水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)第十一條

第一項第一号の事業を譲り受けた漁業協同組合

連合会であつて、施行日において現に同法第八

十七条第一項第二号の事業を行っているものに

ついては、当該漁業協同組合連合会を改正後の

農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」とい

う。)第一条第一項第三号に掲げる漁業協同組合連合会(以下「特定漁業協同組合連合会」とい

う。)とみなして、新法の規定を適用する。ただ

し、施行日において現に新法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している漁業協同組合連合会その他これに準ずるものとして政令で

定める漁業協同組合連合会については、この限

りでない。

2 前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法第十四条第三項に規定する漁業協同組合連合会については、この限りでない。

3 新法第四十条第一項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

4 新法第四十条第一項の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

5 第三条 新法第四十条第一項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

6 第四条 特定漁業協同組合連合会(附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法第五十条第一項の規定にかかるわらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

7 前項の保険料の額については、新法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律(平成八年法律第号)の施

行の日」と、「計算した金額」とあるのは「計算

した金額を十二で除し、これにその施行日の月  
属する月以後同日の属する年の十二月までの月  
数を乗じて得た金額」とする。

第五条 新法第五十六条及び第六十条の規定は、  
施行日以後に発生する保険事故に係る保険金に  
ついて適用し、施行日前に発生した保険事故に  
係る保険金については、なお従前の例による。

第六条 新法第四章の規定及び新法附則第八条の  
規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事  
故に係る新法第六十八条第一項に規定する貯金  
等債権については、適用しない。

第七条 施行日前に改正前の農水産業協同組合貯  
金保険法第六十一条第一項又は第六十二条第一  
項の規定による申込みがあつた資金援助であつ  
て、施行日において当該申込みに係る第六十五  
条第一項の委員会の議決を経ていないものにつ  
いては、新法附則第七条の規定を適用する。

第八条 農水産業協同組合（附則第二条の規定に  
より特定漁業協同組合とみなされる漁業  
協同組合連合会を含む。）は、新法附則第十条第  
二項において準用する新法第五十条第一項の規  
定にかかるらず、施行日後一月以内に、施行日  
の属する年において納付すべき特別保険料を納  
付しなければならない。

2 前項の特別保険料の額については、新法附則

第十条第二項において準用する新法第五十一条  
第一項中「当該保険料を納付すべき日」とある  
のは、「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改  
正する法律（平成八年法律第二号）」の施行の  
日」と、「計算した金額」とあるのは「計算した

金額を十二で除し、これにその施行日の月の属  
する月以後同日の属する年の十二月までの月数を  
乗じて得た金額」とする。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十  
六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号イ中「並びに預金  
保険法」「預金保険法」に、「を含み」を「並  
びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八  
年法律第五十三号）第六十八条第一項の規定に  
よる買取りの対価（同法第六十八条の四第一項  
の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみ  
なされる金額に相当する部分に限る。）及び同  
法第六十八条第一項ただし書の規定による支払  
号へ中「を含む」を「並びに農水産業協同組合貯  
金保険法第六十八条第一項の規定による買取り  
の対価（同法第六十八条の四第一項の規定によ  
り同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみな  
される金額に相当する部分に限る。）及び同法  
第六十八条第二項ただし書の規定による支払  
（同法第六十八条の四第二項の規定により同條  
第一項第二号に掲げる給付補てん金の額とみな  
される金額に相当する部分に限る。）を含む」に改め、同  
条第一項の委員会の議決を経ていないものにつ  
いては、新法附則第七条の規定を適用する。

第八条 農水産業協同組合（附則第二条の規定に  
より特定漁業協同組合とみなされる漁業  
協同組合連合会を含む。）は、新法附則第十条第  
二項において準用する新法第五十条第一項の規  
定にかかるらず、施行日後一月以内に、施行日  
の属する年において納付すべき特別保険料を納  
付しなければならない。

第一項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみ  
なされる金額に相当する部分に限る。）を含む」に改め、同  
法第六十八条第一項ただし書の規定による支払  
号へ中「を含む」を「並びに農水産業協同組合貯  
金保険法第六十八条第一項の規定による買取り  
の対価（同法第六十八条の四第一項の規定によ  
り同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみな  
される金額に相当する部分に限る。）及び同法  
第六十八条第二項ただし書の規定による支払  
（同法第六十八条の四第二項の規定により同條  
第一項第二号に掲げる給付補てん金の額とみな  
される金額に相当する部分に限る。）を含む」に  
改める。

平成八年六月十八日印刷

平成八年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局